

資料一 2

利根川水系

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

(県管理区間)

(変更原案)

令和 年 月

(当初 平成 18 年 4 月)

埼 玉 県

河川整備計画策定の背景とその内容

河川整備計画策定の背景

わが国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、幾度かの改正を経て現在に至っている。特に、昭和 39 年の河川法改正では、水系一貫管理制度の導入など、治水・利水の体系的な制度の整備が図られ、地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、その後の社会経済状況の変化に伴い、「川」や「水」に対する地域や人々の要望も大きく変化し、河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息、生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を生かした川づくりが求められた。

こうした変化を踏まえて、平成 9 年の河川法の改正では、河川行政において水質、生態系の保全、水と緑の景観、河川空間のアメニティといった国民のニーズの増大に応えるべく、河川法の目的として、治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。

また、地域の人々の意見を反映した河川整備の計画制度が導入され、計画的に河川の整備を実施すべき区間については、従来の治水、利水の河川工事に、河川環境の整備と保全を加えた「河川整備計画」の策定が義務づけられた。

河川整備計画変更の経緯

埼玉県では平成 18 年 4 月に利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）を策定し、同計画に基づき、これまで河川整備や河川管理施設の維持管理を進めてきたところである。

その後、平成 25 年 6 月に水防法及び河川法の一部を改正する法律が公布され、近年頻発する水害や構造物の老朽化等を踏まえ、水防活動及び河川管理の充実及び連携の強化を図るため、「河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置」、「河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設」等が規定された。

平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨では、越谷観測所において、48 時間

雨量 301.5mm を記録し、県内全域で内水浸水等により 4,869 棟の家屋浸水が発生した。

令和元年 10 月に発生した東日本台風では、県内全域の平均 2 日間雨量（令和元年 10 月 11 日～12 日）が 300mm を超える記録的な降雨となり、県管理河川では、57 箇所において溢水・越水[※]し、2 河川で堤防決壊に至った。県管理河川の、堤防決壊は、昭和 57 年台風第 18 号以来、37 年ぶりのことであり、内水浸水等によるものを含めて、県内全域で約 7,000 棟を超える家屋の被害が発生した。

令和 5 年 6 月の大雨及び台風第 2 号では、越谷雨量観測所で、累計 322 ミリメートルの雨量を観測し、県南東部を中心に 4,000 件を超える甚大な内水被害が発生した。

こうしたことを受け、洪水等による流域の社会情勢の変化、地域の意向、河川整備の進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜、河川整備計画の内容について点検を行い、必要に応じて変更することとされていることから、県管理河川に係る全ての河川整備計画の点検を行い、河川整備のスピードアップを図るため、中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を変更することとした。

なかがわ あやせがわ 中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の内容

河川整備計画は、河川整備の具体的かつ計画的な実施の基本となるものであり、一連区間において河川整備の効果を発現させるために、中期的な実施・整備内容等を定めるものであることから、中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の対象とする期間は概ね 30 年間とした。

その際、実施する内容について細部まで定めることは困難であるため、概ねの内容を定めるとともに、最新の技術や知見、社会状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方などについて、その方向性を大きく示した内容とした。

中期的な計画であることを勘案し、「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」における、治水に関する事項については、既に進められている工事の継続性や利根

[※]溢水とは堤防がないところで川などの水があふれ出ることを指し、越水とは堤防があるところで川などの水があふれ出ることを指す。

1 川水系全体の計画の一貫性を考慮し、基本的には従来の治水計画の流下能力を確
2 保することとした。

3 利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管
4 理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。

5 河川環境の整備と保全に関する事項については、各河川が多種多様な河川環境
6 を有していることを鑑み、河川環境の整備、保全にあたってのあるべき方向性や
7 考え方をまとめることとした。

8 維持管理に関する事項については、河川管理施設や許可工作物に関して、良好
9 な状態に保つよう維持又は修繕の方向性や考え方をまとめ、具体的な内容につい
10 ては「河川維持管理計画」を別途作成することとした。また、計画規模を上回る
11 洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合において
12 も、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するための取り
13 組みの方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については、国・県・市町村を構
14 成員とする「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針等に定
15 め、一体的・計画的に取り組んでいくこととした。

16 いずれにおいても、具体的な整備内容は工事に先立って検討することを基本と
17 し、必要に応じた調査等を実施することによって、河川整備の実施に反映させて
18 いくこととした。

19

【 目 次 】

1. 中川・綾瀬川ブロックの概要	1
1.1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要	1
1.2 ブロックの現状と課題	11
1.2.1 過去の洪水と治水の現状	11
1.2.2 治水の課題	14
1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題	17
2. 河川整備計画の目標に関する事項	23
2.1 計画対象期間及び計画対象区間	23
2.1.1 計画対象期間	23
2.1.2 計画対象区間	23
2.2 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項	26
2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	26
2.4 河川環境の整備と保全に関する事項	27
3. 河川整備の実施に関する事項	29
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所	29
3.1.1 河川工事の目的、種類	29
3.1.2 河川工事の施行の場所	40
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	44
3.2.1 洪水の被害発生の防止または軽減	44
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	46
3.2.3 河川環境の保全	46
3.2.4 地域住民との協働	48

1. 中川・綾瀬川ブロックの概要

1. 1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要

中川・綾瀬川ブロックは、関東平野の中央部、利根川水系の西南端に位置し、周囲を利根川・江戸川及び荒川に囲まれた一様に平坦で低平な流域が広がり、県南地域を中心として都市化の進展が著しい地域である。

ブロック内の一級河川は、中川、綾瀬川、元荒川などの 35 河川があり、大部分はかつて農業用の排水路として開削されたものや、利根川や荒川といった大河川の旧流路である。その内、中川の 33.7km 地点及び綾瀬川の 17.2km 地点より上流が埼玉県管理区間であり、同地点が国との管理境となっている。

中川・綾瀬川ブロックに関連する

市町村は、20 市 4 町の計 24（平成 31 年 1 月 1 日現在）、ブロックの面積は約 886km²、ブロック内の人口は、県人口の約 1/3 にあたる約 245 万人である（平成 27 年国勢調査）。

昭和 30 年代以降、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、従来有していた保水・遊水機能が失われてきている。また、浸水の恐れのある区域に人口・資産が増大してきている。



図 1-1 中川・綾瀬川ブロック概略位置図

地形・地質

中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の

中川及び星川並びに大小の

河川や用水路が流下してお

り、低地地形が広く発達し

ている地域である。低地は

全体の約 8 割以上を占め、

流域の上流から下流まで広

く分布している。台地は流

域の中流部の西側と東側に

分布している。

中川・綾瀬川ブロックの

地質は、台地は新生代第四紀の火山灰の堆積した洪積層（関東ローム層）からなり、低地は新生代第四紀沖積世の東京湾の海進（海面上昇）により堆積した沖積層で形成されている。さらに、関東造盆地運動^{注 1)}と呼ばれる沈降運動と、洪水による堆積が繰り返され、軟弱な地盤が多い地域となっている。

近年においては、昭和 30 年代からの急激な人口増や工場集積により地下水利用が増大したため、南側の地域で地盤沈下の影響が生じ始めた。沈下地域は次第に拡大し、中川流域に沿って北東部地域まで北上していき、お盆の底のような地形が形成された。現在は、地下水の取水規制が行われ沈静化しつつある。



図 1-2 埼玉県地形略図

（「彩の国の河川・知る知るマニュアル」、埼玉県地形略図（堀口萬吉）より作図されたもの）

注 1) 「関東造盆地運動」

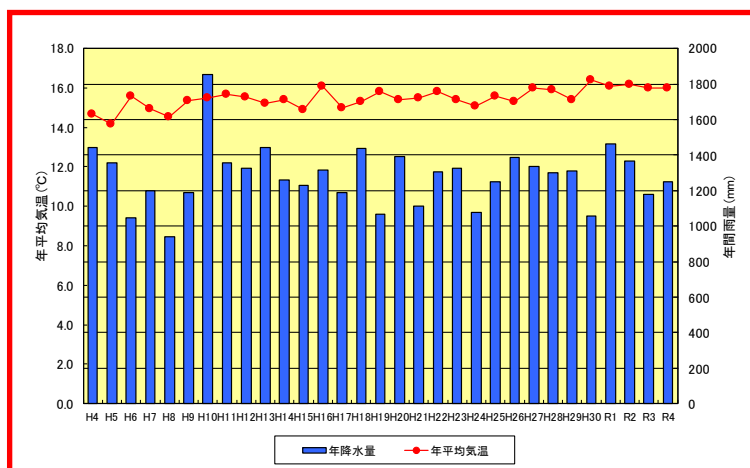
関東平野は、関東山地など周辺の隆起と関東平野が沈み込む、二つの地殻変動を受けながら形成されてきた。そのため、関東平野を構成する地層は平野の中心部に向かって傾いている。このような傾向は平野の地形の高度分布にもみられ、例えば台地の高度は大宮台地の北東部が最も低い。

現在も山地の隆起は続いており、険しい山稜と V 字谷が発達している一方で、羽生市や加須市付近の 1,000 年ほど前につくられた古墳がおよそ 3m 地下に埋設していることなど、周囲の隆起と中心部の相対的な沈降による盆状の地形をつくる運動（造盆地運動）が、今なお続いていると考えられている。

気候

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの気候は太平洋岸性気候に属し、冬は乾燥した『カラッ風』といわれる北西季節風が強く、晴天が続き降水量が少ない。また、夏は南東の卓越風があり、高温多湿で降水量が比較的多くなる特徴を持っている。

年間の平均気温は 16℃前後であり、年間降水量は約 1,100mm で全国平均値(約 1,800mm)と比べ降水量は少なく、ブロック内の地域差も少ない。



1 土地利用

2 昭和 30 年代以前は、流域の地盤の低い地域は主として水田として利用され
3 る一方で、人々は自然堤防や台地などの浸水の危険性が低い場所を居住地と
4 して利用する住み分けが行われていた。しかし、近年、下流域から中・上流
5 域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機
6 能が失われてきた。開発が始まる昭和 30 年の土地利用は、市街地と農村型集
7 落の合計が 17%、水田が 55%、畑が 16%、森林・その他が 12%であったの
8 が、平成 27 年には市街地と農村型集落の合計が 59%、水田が 25%、畑が 9%、
9 森林・その他が 7%となり、60 年間で 259km²の水田、65km²の畑、46km²の森
10 林・その他が市街化された。今後も交通の利便性を生かして、首都圏の一翼
11 を担う地域としての開発が予想される。

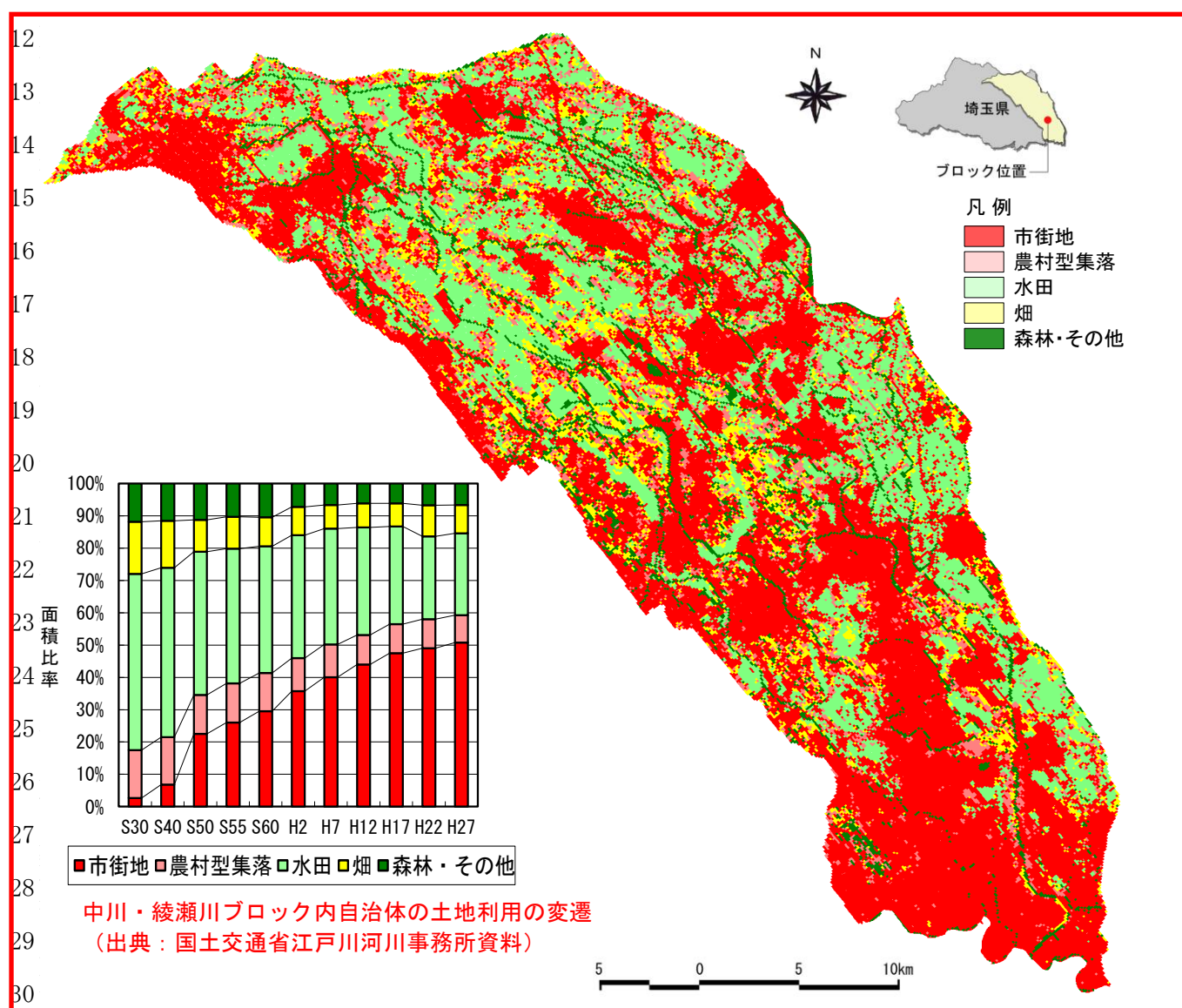


図 1-5 中川・綾瀬川ブロックの土地利用状況（平成 27 年現在）と土地利用面積率の変遷

動植物

中川・綾瀬川ブロックは、かつては広大な低湿地や湖沼が分布しており、多くの動植物が生息・生育していた。しかし近年急速に開発が進んだことと、農地での除草剤等の使用により、ここに生息・生育していた多くの動植物が絶滅したり、生息・生育域を縮小したりしつつある。

現在の^{なかがわ}中川・^{あやせがわ}綾瀬川ブロックにおける植物は、ケヤキ・スギなどの社寺林や屋敷林などからなる森林を始め、河畔や水路にはヤナギ群落、ヨシ群落などが生育している。特に、加須市浮野、久喜市宝泉寺沼、蓮田市黒浜沼、さいたま市岩槻区赤坂沼には、池沼湿地に生育するノウルシなどの貴重な植物が残存しており、羽生市三田ヶ谷宝蔵寺沼は、ムジナモ自生地として国の天然記念物に指定されている。また、^{もとあらかわ}元荒川や^{ほしかわ}星川などの水辺には、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているキタミソウといった生育もみられる。

動物では、河川敷とその周辺にはホンドタヌキなど、農耕地周辺にはホンシュウジネズミなどが生息している。また、河川敷と流路には外来種マスカラットが生息している。

鳥類では、河川敷や湖沼の低湿地にはカモ類、サギ類などが生息しており、また、県民の鳥「シラコバト」は、「越ヶ谷のシラコバト」という名称で国の天然記念物にも指定されており、^{なかがわ}中川・^{あやせがわ}綾瀬川ブロックを中心にみられる。

河道にはコイ、ギンブナ、ナマズなどが生息している。

また、^{もとあらかわ}元荒川源流部（熊谷市）には、環境省のレッドリスト^{注1)}において絶滅危惧種に指定されているムサシトミヨ^{注2)}が生息しており、生息地の一部は埼玉県天然記念物に指定されている。



ムサシトミヨ

昆虫類では、ベニイトトンボなどが古い湖沼に、オオモ

ノサシトンボが抽水植物が発達した限られた沿川池沼に生息しているなど、多くの貴重な種類がみられる。また、古利根川沿いなどに、河畔砂丘が点在

しており、県内最大規模である加須市志多見の河畔砂丘の砂地には、ニッポ
ンハナダカバチなどの希少種が確認されている。更に、水辺のハンノキ林に
は県の蝶であるミドリシジミも生息している。

注 1) レッドリスト

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国
際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体
やNGOなどが作成しています。（出典：環境省）

（参考）埼玉県レッドデータブックとは、県内で絶滅のおそれのある野生生物をリスト
アップし、その現状を解説したものです。

注 2) ムサシトミヨ：

トゲウオ科の淡水魚で、世界で熊谷市の元荒川源流部にのみ生息し、雄が巣を作るこ
とで知られる。埼玉県誕生 120 年を記念して平成 3 年に県の魚に指定された。同年、環
境省のレッドリストに「絶滅危惧種」として掲載され、平成 12 年に「埼玉県希少野生
動植物の種の保護に関する条例」による希少動植物種に指定されている。

また、源流部約 400m 間の生息地が県の天然記念物に地域指定されている。

1 歴史・文化など

2 ^{なかがわ} 中川・^{あやせがわ} 綾瀬川ブロックの^{もとあらかわ} 元荒川上流域には、^{さきたま} 埼玉古墳群とよばれる 5 世紀
3 後半から 7 世紀初頭の大規模な古墳が存在している。また、645 年大化の改
4 新以後、奈良時代から平安時代にかけて行われた^{じょうりせい} 条里制の跡が行田市付近に
5 ある。この^{とねがわ} 利根川と^{あらかわ} 荒川に挟まれた北武蔵野の地は、埼玉県の古代文化の中
6 心地で、最も古くから開発が進んでいた。12 世紀から 13 世紀にかけては、
7 ^{むさししちとう} 武蔵七党と呼ばれた武士団の流れをくむ、^{よこやま} 横山党、^{きさい} 私市党、^{のよ} 野与党などがこ
8 の地域に勢力を伸ばし、流域の開発が進められた。

9 1333 年に鎌倉幕府が倒れて
10 からは、^{にった} 新田氏と^{あしかが} 足利氏の抗
11 争や、^{かんとうかんれいいうえすぎ} 関東管領上杉氏と^{こが} 古河
12 公方^{くぼうあしかが} 足利氏の対立を経て、16
13 世紀に^{ごほうじょう} 後北条氏が支配するよ
14 うになった。この間、岩槻、
15 ^{おし} 忍（行田市）などの城下町も
16 起こり、熊谷の木綿なども盛
17 んになり、鳩谷、粕壁（春日
18 部市）などの^{いち} 市も開かれた。



埼玉古墳群

19 1603 年の江戸幕府成立後、流域は^{てんりょう} 天領、^{はんりょう} 藩領、^{はたもとりょう} 旗本領に細かく分割さ
20 れ、^{おし} 岩槻と^{おし} 忍に譜代大名が配置された。

21 そして、^{とねがわ} 利根川の^{とうせん} 東遷^{注 1)} 工事、^{あらかわ} 荒川の^{せが} 瀬替え^{注 2)} 工事により、^{とねがわ} 利根川・
22 ^{わたらせがわ} 渡良瀬川・^{あらかわ} 荒川が乱流する池沼の多い^{なかがわ} 中川流域の低湿地帯の開発が可能にな
23 った。

24 まず、^{注 3)} 関東流と呼ばれる工法により新田開発のための用排水路の整備が
25 行われ、その後、見沼代用水路、葛西用水路等の用排水機構の整備、及び低
26 湿地であった流域内の多数の池沼群の干拓による開発が^{注 4)} 紀州流により行
27 なわれた。このようにして、現在の中川水系の原形が作られ、開発が盛んに
28 進んだ。

29 日光街道、日光御成街道沿いには草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋・鳩
30 ヶ谷・大門・岩槻などの宿場町も発展し、^{なかがわ} 中川・^{ふるとねがわ} 古利根川・^{もとあらかわ} 元荒川・^{あやせがわ} 綾瀬川沿
31 いには^{かし} 河岸が栄えた。

近代では、大正 6 年から昭和 16 年にかけて、直轄事業及び県営用排水幹線改良事業により大規模な河川改修が行われ、ほぼ現在の川の姿となった。このときの工事で、天神堀・島川・権現堂川・庄内古川が一連の河川として大落古利根川に接続され中川本流となった。

また、^{くらまつがわ}倉松川、^{おおおとしふるとねがわ}大落古利根川、^{にいがたがわ}新方川、^{もとあらかわ}元荒川、^{おおばがわ}大場川、^{あやせがわ}綾瀬川などの支川も、流路の付け替えを含む大規模な河川改修が行われた。

当流域には、国の天然記念物の「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」(羽生市)や、国の特別天然記念物である「牛島のフジ」(春日部市)がある。また、春日部市の旧古隅田川には、謡曲「隅田川」で知られる梅若塚伝説や、在原業平の都鳥伝説などが伝わっている。

当流域の主な神社分布は、氷川・香取・久伊豆・鷲宮の四神社であり、古代・中世における利根川（現在の大落古利根川、古隅田川等）、荒川（現在の元荒川等）の流路が、明確な境界となっている。さらに、利根川は、中世まで武蔵国と下総国との国境であった。^{注5)}

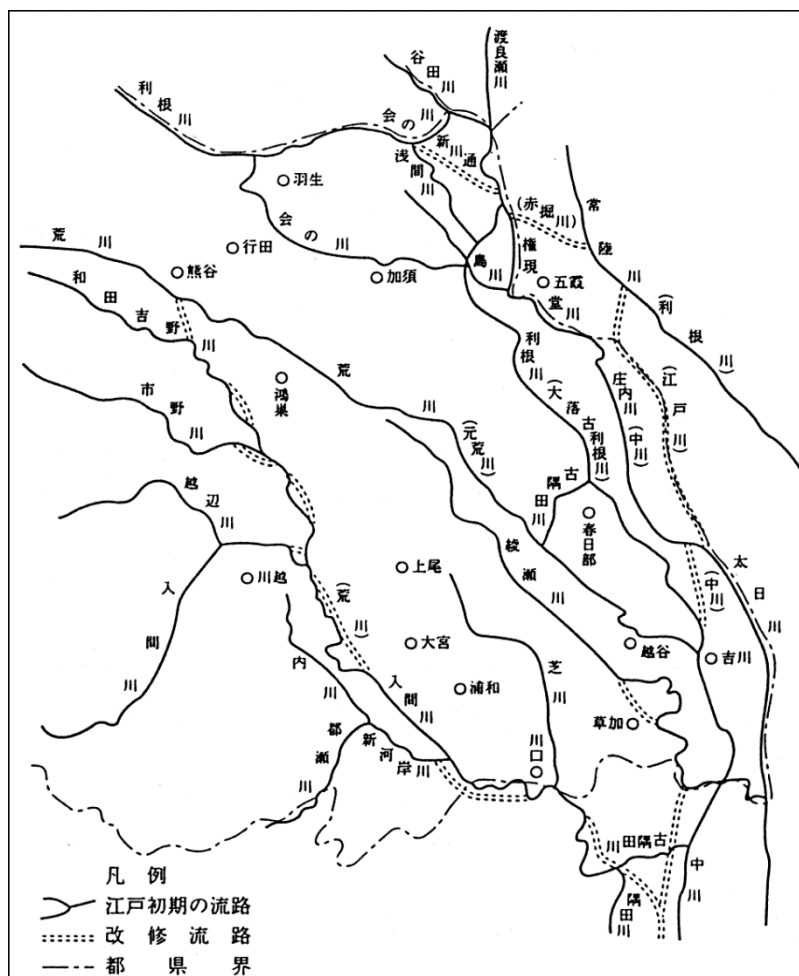


図 1-6 ^{とねがわ}利根川と^{あらかわ}荒川の流路変遷図

注 1) 「利根川の東遷」

元和 7 年(1621)、関東郡代伊奈忠治が新川を開削して利根川を渡良瀬川に合流させた後、さらに幕府は承応 3 年(1654)、赤堀川を切りひろげて利根川の主流を常陸川に流下させた。これにより、はじめて利根川の主流は流域をかえて、銚子で鹿島灘におちるようになった。

注 2) 「荒川の瀬替え」

寛永 6 年(1629)、関東郡代伊奈忠治はそれまで吉川で利根川に合流していた荒川を熊谷市久下で締切り、新しい荒川の河道を開削して、当時入間川の支川であった和田吉野川に導いた。これにより、入間川の流路が荒川の本流となり、同時に荒川となった。

注 3) 「関東流」

江戸時代前期に中川流域の治水・新田開発において主流であった工法。関東流の特徴は、河川の蛇行を利用して洪水時に水量を分散せしめるもので、流路の所々に遊水池をつくり、また乗越堤により洪水を静かに溢れさせ、本堤の外側に控え堤（二重堤）を設けて本田を守る方法を採用した。

注 4) 「紀州流」

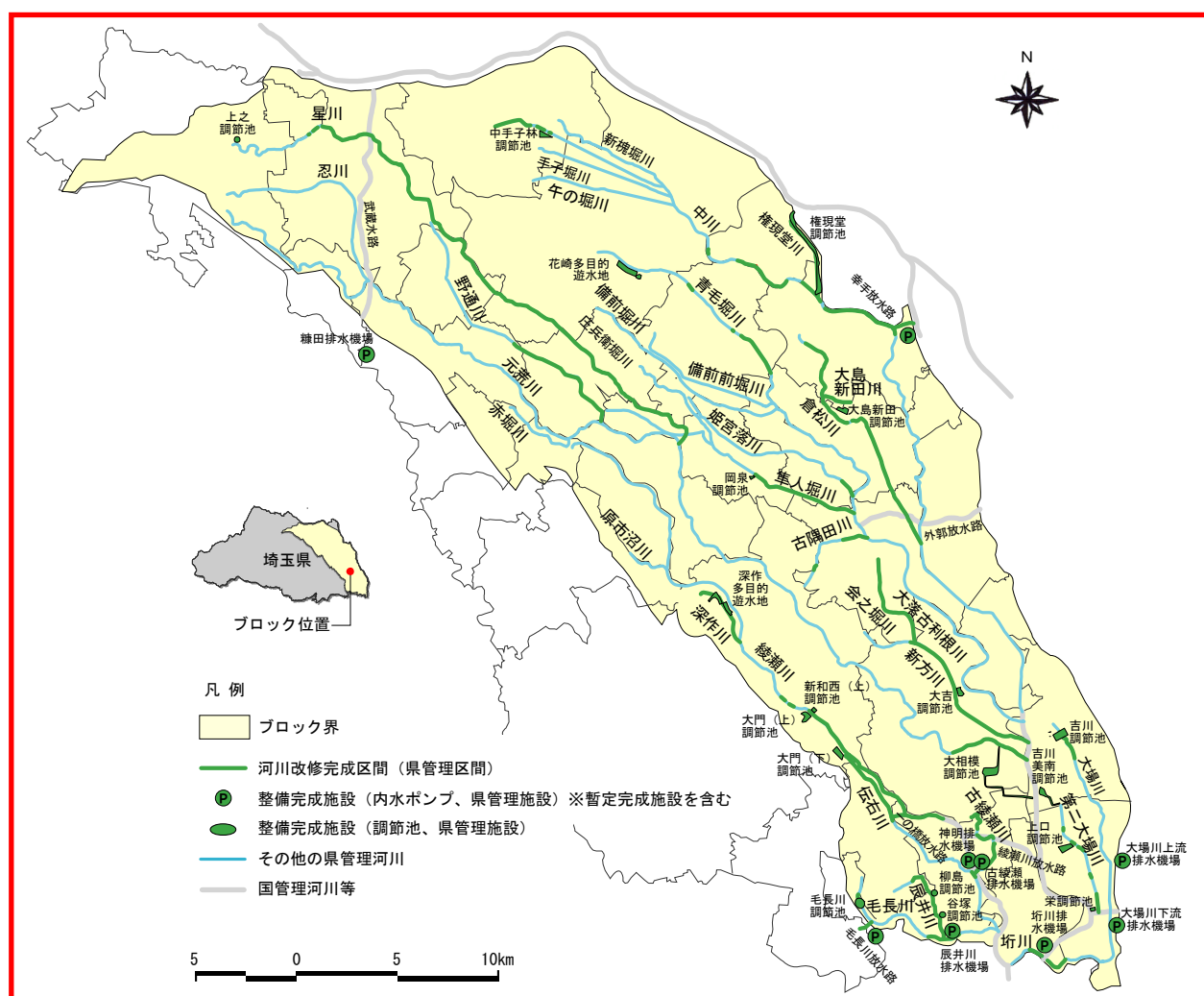
8 代将軍徳川吉宗時代に主流となった工法。堤防の強化と直線化により、洪水流をすばやく海に流すとともに、曲流部の旧河床や遊水池を干拓して水田化する工法である。

注 5) 出典：「埼玉平野の成立ち・風土」

1.2 ブロックの現状と課題

1.2.1 過去の洪水と治水の現状

ブロック西部に位置する綾瀬川^{あやせがわ}では、昭和 54 年 10 月台風 20 号、昭和 61 年 8 月台風 10 号及び平成 3 年 9 月台風 18 号などにより、幾度も甚大な浸水被害（表 1-1）が発生したため、再度災害を防止するための集中的な整備事業である、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）を 3 度実施している。また、中川^{なかがわ}の支川である新方川^{にいがたがわ}でも、昭和 57 年 9 月台風 18 号及び昭和 61 年 8 月台風 10 号の被害により、過去 2 度の激特事業を実施している。



平成 7 年には、国、東京都管理区間において、三郷排水機場（200m³/s）と綾瀬排水機場（100m³/s）が、平成 10 年には八潮排水機場（100m³/s）が完成し、埼玉県管理区間においても、平成 11 年に中川上流排水機場（50m³/s）、平成 13 年に辰井川排水機場（10m³/s）及び大場川上流排水機場（40m³/s）が完成した。また、国において、平成 14 年には首都圏外郭放水路が江戸川～倉松川間で試験通水を開始し（ポンプ：100m³/s 暫定完成）、平成 18 年には大落古利根川まで延伸し、200m³/s のポンプ規模で完成した。

表 1-1 中川・綾瀬川ブロックにおける被害状況

	中川・綾瀬川流域 平均雨量		浸水面積 (ha)	浸水戸数（戸）			備 考
	48 時間最大 (mm/48hr)	時間最大 (mm/r)		床上浸水	床下浸水	計	
昭和 33 年 9 月	266.9	28.7	27,840.0	11,563	29,981	41,544	
昭和 54 年 10 月	100.1	15.3	524.2	1,168	8,349	9,517	綾瀬川・伝右川激特採択洪水
昭和 56 年 10 月	143.3	26.3	2,354.1	3,797	30,021	33,818	伝右川・辰井川激特採択洪水
昭和 57 年 9 月	195.5	23.5	5,075.7	6,729	22,728	29,457	新方川激特採択洪水
昭和 61 年 8 月	200.3	32.3	2,115.9	4,618	12,256	16,874	綾瀬川・新方川激特採択洪水
平成 3 年 9 月	184.3	17.1	2,493.5	4,172	13,774	17,946	綾瀬川・辰井川激特採択洪水
平成 8 年 9 月	168.7	18.4	1,111.0	162	2,731	2,893	
平成 10 年 8 月	135.7	17.3	0.8	0	88	88	
平成 10 年 9 月	132.3	23.0	60.0	18	223	241	
平成 11 年 8 月	174.0	18.1	153.5	53	653	706	
平成 12 年 7 月	163.4	25.7	194.6	109	971	1,080	
平成 13 年 9 月	130.5	15.4	0.5	4	11	15	
平成 14 年 7 月	143.4	17.0	23.9	3	82	85	
平成 16 年 10 月	200.1	18.4	416.0	111	756	867	台風第 22 号
平成 16 年 10 月	162.4	21.1	7.2	26	257	283	台風第 23 号
平成 18 年 12 月	170.2	16.0	52.2	27	184	211	
平成 20 年 8 月	135.0	22.4	149.7	154	1,892	2,046	
平成 21 年 8 月	69.9	21.8	89.4	9	46	55	
平成 21 年 10 月	121.8	30.4	38.1	85	557	642	
平成 25 年 10 月	180.9	28.3	47.1	349	1,380	1,729	
平成 26 年 6 月	200.7	10.9	0.0	1	0	1	
平成 27 年 9 月	228.7	18.0	1,040.4	877	3,960	4,837	
平成 28 年 8 月	111.5	24.3	18.7	3	53	56	
平成 29 年 10 月	193.5	18.3	26.7	13	170	183	台風第 21 号
令和元年 10 月	216.4	22.8	76.0	167	800	967	台風第 19 号
令和 5 年 6 月	182.0	—	—	758	3,146	3,904	台風第 2 号

出典）流域平均雨量：「江戸川河川事務所提供資料」より。

浸水面積、浸水戸数：「水害統計」より

ただし、昭和 33 年 9 月洪水の数値は「中川・綾瀬川流域浸水実績図集」より

また、令和元年 10 月の浸水面積、浸水戸数については埼玉県資料より

平成 27 年 9 月には、
平成 27 年 9 月関東・東
北豪雨により、甚大な
浸水被害が発生した。
そのため、平成 28 年に
にいがたかわ新方川で、浸水被害緊
急対策事業を実施し、
平成 29 年 5 月に完了
した。



H27.9 浸水被害（越谷市・せんげん台駅前）

平成 28 年 3 月には、
武蔵水路改築事業が完成し、もとあらかわ元荒川流域内の河川から計 $50\text{m}^3/\text{s}$ の洪水を取り
込むことが可能となった。

令和元年 10 月には、東日本台風による降雨により、なかがわ中川・あやせがわ綾瀬川流域では
7 河川で溢水・越水による浸水被害が発生した。

令和 5 年 6 月には、台風第 2 号の影響で、主に新方川流域を中心に甚大な
浸水被害（内水）が発生した。

1.2.2 治水の課題

中川・綾瀬川^{なかがわ あやせがわ}ブロック内の河川は、大河川の旧流路を除く大半の河川が、元々^{かんがい}灌漑排水のために人工的に開削した農業用の用排水路であり、川幅が狭い上に流域が一様に平坦なことから、河道の流下能力は極めて小さく、治水上の課題となっている。また、下流部は市街化が進行しているため、川幅を大幅に広げることは困難である。そのため、治水方策としては河道の整備とともに、必要に応じ流域外の^{あらかわ えどがわ}荒川や江戸川に排水をしたり、河川に調節池を設けて洪水流量の低減を図っていく必要がある。

また、昭和 30 年代からの高度経済成長に伴って人口が都市に集中し、都市が無秩序に拡大するいわゆるスプロール化^{注1)}が進み、開発に伴う流出量の増大や、従来有していた保水・遊水機能が減少したことにより、昭和 55 年に総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策^{注2)}を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めていく必要がある。

さらに、新たな開発によって地面がコンクリートやアスファルト等に覆われることにより、流域が従来持っていた保水・遊水機能が失われている。その結果、雨水は川へと一気に流れ込み、それまで安全であった地域にまで浸水が及ぶこととなる。これを防ぐために、河川への流出を少なくするよう雨水貯留施設や浸透施設を設置する必要がある、**新規開発に対し、昭和 43 年より行政指導で、また平成 18 年 10 月に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を施行し 1 ヘクタール以上の開発行為等に対し許可制により、雨水流出抑制施設等の設置を推進している。義務付けている。また市町においても条例・要綱により 1 ヘクタール未満の開発行為等に対し同様の対策を進めている。**

同様に、既に開発されている地域についても、公園、学校、公民館等の公共施設の敷地を利用し、各自治体が流出抑制対策を実施していくことが必要である。

加えて、ブロック内 20 市 4 町で洪水ハザードマップが公表されており、広報・PR 活動を行う事による、洪水被害の軽減を目的としたソフト対策が行われており、引き続き、想定し得る最大規模の降雨での洪水浸水想定区域に基づき、水害危険性の周知促進に向けた取り組みを進めていく必要がある。

注 1) 市街化の急激な進行で市街地が不規則に郊外に広がっていくこと。

このような総合的な治水対策^{注2)}について、今後も、早期に治水安全度を向上させるため、地域住民や関係機関が協力し、流域と河川が一体となって進めていく必要がある。

さらに、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害に対し、堤防の整備などの河川整備をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働する「流域治水」の考えが示された。

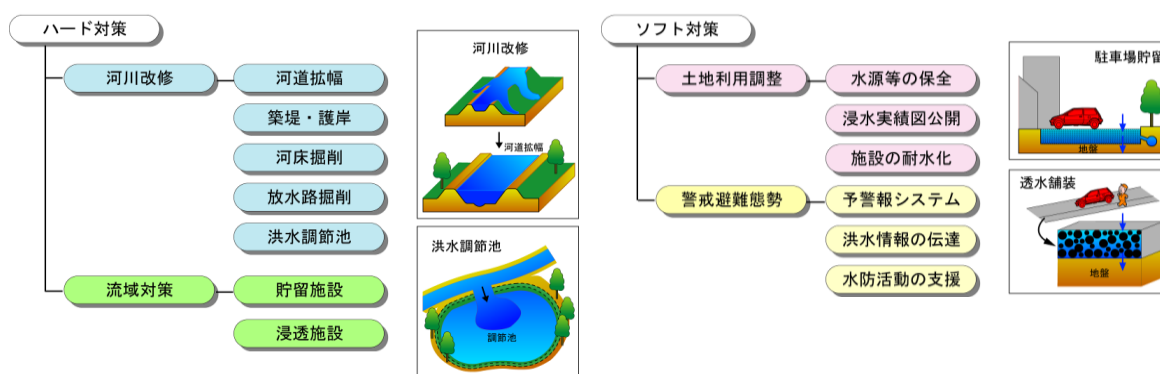
これを受け、「中川・綾瀬川流域治水協議会」が令和2年8月に設置され、都市化の進む流域において総合的な治水対策を一層推進し、浸水被害を軽減することを目指し「中川・綾瀬川流域治水プロジェクト」が令和3年8月に公表された。また、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるため令和6年3月に「流域治水プロジェクト2.0」に更新した。

また、令和5年6月の大雨により県下流部（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）において、甚大な内水被害が発生したことから、同年9月に「中川・綾瀬川流域治水協議会」に「緊急流域治水部会」を設置し、国・県・関係6市1町が連携し「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」を令和6年4月に公表した。

さらに流域治水の本格的な実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、同年3月29日に本河川整備計画の対象とする全35河川を含む利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川（東京都、茨城県含む）が特定都市河川に指定された。今後、流域水害対策計画を本河川整備計画と整合を図りつつ策定し、国の予算の重点化により事業の加速化を図るとともに、雨水貯留浸透施設の整備促進など法的枠組みを活用して、流域治水をより強力に推進していく。

注2)「総合的な治水対策」河川改修による治水施設の整備だけでなく、流域が従来持っていた保水・遊水機能の回復を図るため、貯留・浸透施設の設置などによる雨水の流出抑制対策や、被災時には被害を最小限に抑えるための対策を総合的な治水対策と呼んでいる。

<総合的な治水対策の概要>





出典：中川・綾瀬川流域治水プロジェクト（R6.3版）抜粋



出典：中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト（R6.4版）抜粋

1. 2. 3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

①利水

中川・綾瀬川ブロックの河川では、利根川、荒川、江戸川から取水され、農業用水路を通じ水田を潤したのち、排水路に現れる還元水が主な水源となっている。

主な農業用水は、利根大堰から取水されている見沼代用水と葛西用水である。

見沼代用水は星川の一部区間を兼用しながら流れ、八間堰を経て瓦葺分水工で東西幹線水路に分かれ、かんがいの後、綾瀬川、芝川に還元する。また、十六間堰においては元荒川に注水し、自流と併せて末田須賀堰で堰上げし利用している。

葛西用水は埼玉用水路を経て羽生地先で分水し、加須市、久喜市を経て杉戸町境の琵琶溜分水工で古利根川に注水し、自流と併せて古利根堰や瓦曾根堰で堰上げし利用している。

中川では国の管理区間に上水道用水 $6.790\text{m}^3/\text{s}$ （暫定水利権）、工業用水 $1.910\text{m}^3/\text{s}$ 、農業用水 $1.278\text{m}^3/\text{s}$ 、計 $9.978\text{m}^3/\text{s}$ の水利権が設定されている。

また、国の管理区間を除く中川・綾瀬川ブロックの各河川には、農業用水の水利権約 $75.86\text{m}^3/\text{s}$ （慣行水利権 $15.45\text{m}^3/\text{s}$ 、許可水利権 $60.41\text{m}^3/\text{s}$ ）が設定されている。

このように、中川、綾瀬川ブロック河川は、山地などの自己水源に乏しく、農業用水の還元水が重要なウェイトを占めている。そのため、非かんがい期には流量が激減するため、河川環境の悪化が著しい。

今後も、土地利用の変化に対応した水利用の調整と非かんがい期の通水等によって河川環境の改善を図っていく。



元荒川 末田須賀堰（さいたま市岩槻区）

②河川環境

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川は、流域の地形の大半が低平地となっているため、河川勾配は緩く、大半の区間では大規模な砂州は形成されず、顕著な瀬や淵は見られない。

また、農業用の排水路として開削された河川が多いので、これらの河川は広々とした豊かな自然に恵まれた田園の中を流下している。

もともとは、低湿地帯であったこの地も長い歴史の中で多くの池沼群の干拓が行われ、近年では都市化の進展

に伴う宅地化等により、生物にとって重要な生息・生育・繁殖環境となる低湿地帯としての機能は失われつつあり、上中流の水際には、動物の生息に重要な環境条件となるヤナギ林、竹林などの河畔林やオギ、ヨシなどの群落が僅かであるが見られる。

このような変化の中で、かつてはこの地に生息した魚類のミヤコタナゴやゼニタナゴ、昆虫類ではタガメ、ゲンゴロウ等が絶滅し、姿を消している。

現在、魚類では、コイ、ギンブナ、モツゴ、ニゴイなどのコイ科、スズキ、ボラ、トウヨシノボリなどのハゼ科、そのほかドジョウ、メダカ、ナマズなどが確認されている。また、近年、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種も多く確認されるようになり、生態系への影響が懸念される。

しかしながら、現在でも貴重種であるムサシトミヨやメダカ等の魚類やオオモノサシトンボ等の昆虫類が確認されている。

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査では、多くの生物が生息できる河川にしてほしいという要望が強いため、関係機関とも連携しながら、過去からの変遷を考慮し、河川環境の維持・保全に努めていく必要がある。



元荒川の河畔林（さいたま市岩槻区）

③流況

中川・綾瀬川ブロックの平常時流量の多くは、利根大堰などから取水された農業用水の落水により構成されているため、かんがい期の流量は豊富であるが、非かんがい期の流量は極めて少ない。

綾瀬川、伝右川、毛長川には、水質改善及び水量回復を目的とした、綾瀬川・芝川等浄化導水事業（荒川導水）を実施している。

中川・綾瀬川ブロックの流況は不安定な要素はあるが、関係機関と協力して水環境機能の維持に努めていく必要がある。

④水質

中川・綾瀬川ブロックの環境基準^{注1)}は、一部を除きすべてC類型(BOD5mg/l)（古綾瀬川のみD類型(BOD8mg/l)）と指定されており、BODの環境基準適合割合^{注2)}は、中川水域では長期的には50%前後の横ばい状態であるが、平成8年(1996年)以降60%以上となっており、その後も改善を続け、平成25年(2013年)以降は90%以上の適合率を維持している。また、綾瀬川水域は30%前後と低く推移していたが、平成8年(1996年)以後急速に改善し、平成26年(2014年)には適合率100%を記録、それ以降も高い適合率を維持している。

また、BOD値の月別変化で見ると、各環境基準地点ともに農業用水の取水が少なくなり、河川の流量が減少する冬期（非かんがい期）はBODが上昇する傾向がみられる。

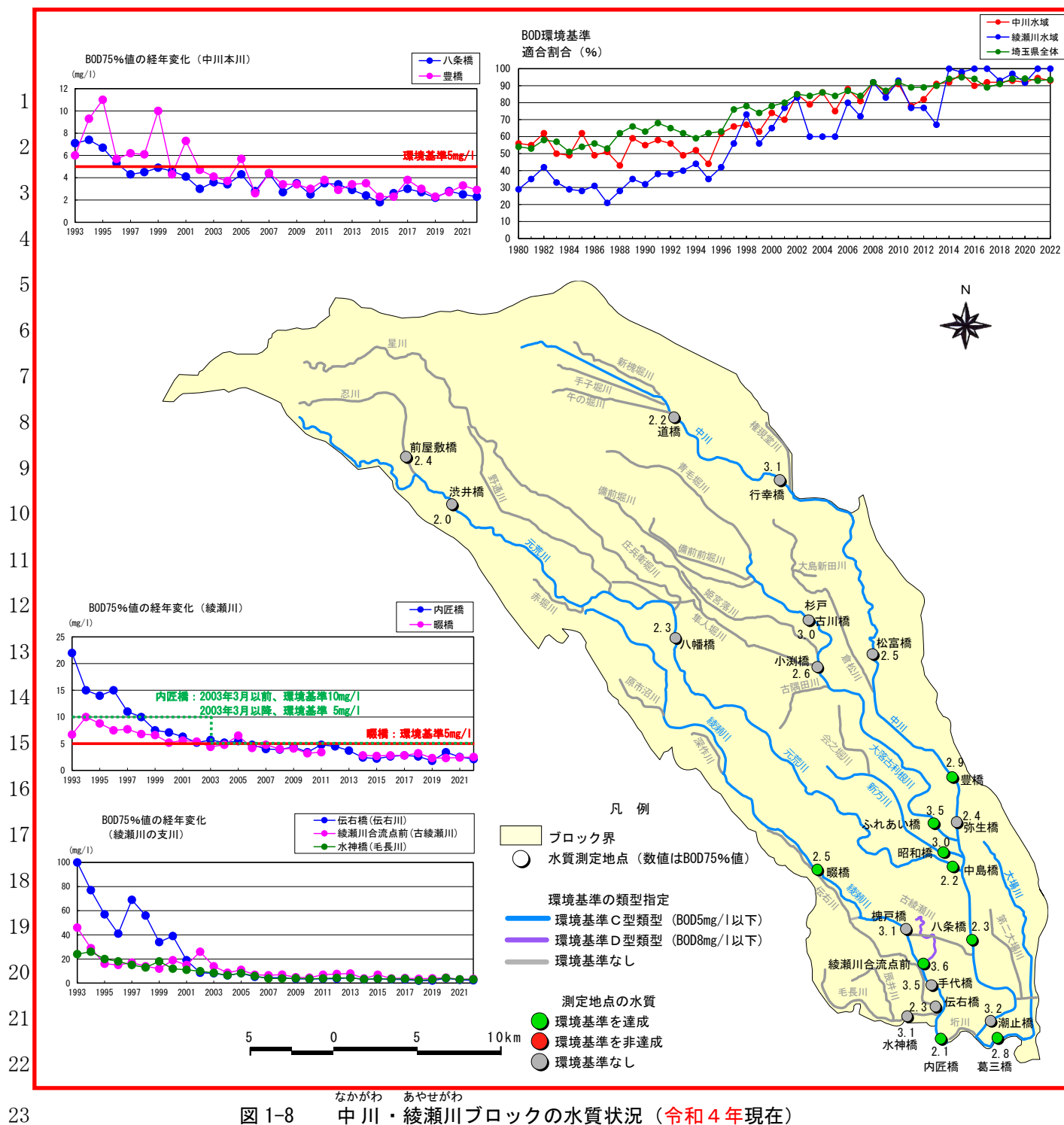


図 1-8 中川・綾瀬川ブロックの水質状況（令和4年現在）

綾瀬川やその支川の古綾瀬川、伝右川、辰井川では水質汚濁が顕著であったため、平成7年から「利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」により、河川直接浄化施設の整備や浚渫の実施、浄化用水の導水など、水質の改善を図るさまざまなプロジェクトが実施され効果を上げてきた。平成13年には、「利根川水系綾瀬川第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ^{注3）}」の対象河川となり、国、関係地方公共団体、下水道管理者、流域住民等が一体となって、下水道整備、不法投棄・ゴミ対策、

モニタリング調査及び導水事業を水環境改善施策として総合的かつ重点的に実施され、効果を上げてきた。なお、清流ルネッサンスⅡの目標年度である平成 23 年度（2011 年）以降の BOD75% 値を見てみると、綾瀬川の内匠橋地点及びなわてばし 暇あやせがわ 橋地点では環境基準（5mg/l）を下回る傾向となっている。また、綾瀬川あやせがわ の支川については、古綾瀬川ふるあやせがわ の綾瀬川合流点前地点で 3.6mg/l、伝右川でんうがわ の伝右橋地点で 2.3mg/l、毛長川けながわ の水神橋地点で 3.1mg/l となっている。

全体として、中川・綾瀬川ブロックの水質は、下水道や合併処理浄化槽などの整備・普及、産業排水に対する規制などにより徐々に改善され、平成 26 年（2014 年）以降は、環境基準達成率 90%を超えている。

今後も関係機関や地域と連携して、水質の維持または改善に努める必要がある。

注 1)「環境基準」

公害防止の目標値。AA～E 類型の 6 段階に分類。

注 2)「環境基準適合割合」

毎月 1 回測定している場合、1 年間の 12 個のデータのうち水質の良い方から 9 番目のデータが 75% 値となる。

BOD の測定結果については 1 年間で得られたすべての日平均のうちで、その地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価している。

言い換えれば、ある地点の BOD75% 値が、環境基準以下のとき、環境基準に適合していると言える。

$$\text{環境基準適合割合(\%)} = \frac{\text{環境基準に適合する日数}}{\text{測定日数}} \times 100$$

注 3)「清流ルネッサンスⅡ」

水質汚濁が著しい河川・湖沼・ダム貯水池などを対象に、きれいな水環境へ改善することを目的として策定された計画のことであり、日本のすべての汚れた河川などを対象に実施されるものではなく、水質改善に対する市町村や住民の方々などの熱意があり、積極的に取り組んでいる河川のみで策定される計画である。

＜清流ルネッサンスⅡ・計画イメージ図＞



⑤河川の利用

中川・綾瀬川ブロックの河川は、平坦な流域を緩やかに流れる河川が多く、田園地域では周囲と調和した、豊かな水辺空間を形成している。

また、元荒川、綾瀬川の下流部、伝右川や大落古利根川などでは、広い静水面が都市の中で開放感をもたらす貴重な空間となっており、遊歩道や川に降りられる階段護岸が整備されている。

さらに、川幅に余裕のある大場川の下流では、人々のウォーターレクリエーションの要請に応え、プレジャーボートの施設としてだけでは

なく、不法係留対策の一環として「大場川マリーナ」が整備され、利用されている。

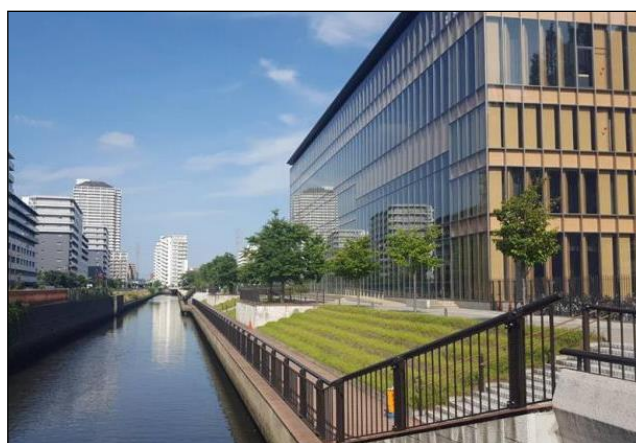
中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査によると、人々が川へ行く目的は散歩が圧倒的に多く、河川に整備してほしい施設として、遊歩道や休憩所を望む声が多い。

一方で、河川へのゴミの不法投棄、広大な河川区域に工作物や盛土の不法占用が行われ、河川管理上の大きな問題となっている。

このようなことを踏まえ、今後は、関係機関や地域住民と連携・協力しながら、適正な河川利用と維持管理を行っていく必要がある。



元荒川の遊歩道の整備（越谷市）



伝右川の遊歩道の整備（草加市）

2 河川整備計画の目標に関する事項

2. 1 計画対象期間及び計画対象区間

2.1.1 計画対象期間

計画対象期間は、計画策定から概ね 30 年の期間とする。

ただし、本計画はブロックの社会状況、自然状況、河道状況などの変化や新たな知見・技術などの変化により、適宜見直しを行う。

2.1.2 計画対象区間

河川整備計画の対象とする区間は、^{なかがわ}中川・^{あやせがわ}綾瀬川ブロックにおける全ての一級河川の埼玉県管理区間とする。

表 2-1 (1) ^{なかがわ}中川・^{あやせがわ}綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
^{なかがわ} 中川	左岸 羽生市東七丁目 3701 番の 2 地先 右岸 同市大字上羽生字向谷 412 番地先	大臣管理区間 起点	47,100
^{あやせがわ} 綾瀬川	左岸 桶川市大字小針領家字堤内 1457 番の 3 地先 右岸 同市大字小針領家字堤内 1311 番の 1 地先	大臣管理区間 起点	30,766
^{けながわ} 毛長川	左岸 川口市大字安行慈林字法印前 33 番地先 右岸 同市大字安行慈林字法印前 5 番の 4 地先	綾瀬川への 合流点	9,730
^{たついがわ} 辰井川	左岸 川口市大字東本郷字宮脇 935 番の 4 地先 右岸 同市大字東本郷字宮脇 935 番の 2 地先	毛長川への 合流点	5,400
^{けながわ} 毛長川放水路	毛長川からの分派点	新芝川への 合流点	960
^{でんうがわ} 伝右川	左岸 川口市東川口 5 丁目 32 番の 7 地先 右岸 さいたま市緑区東大門 3 丁目 101 番地先	綾瀬川への 合流点	13,120
^{いち はしほうすい} 一の橋放水路	伝右川からの分派点	綾瀬川への 合流点	700
^{ふるあやせがわ} 古綾瀬川	左岸 越谷市南町 3 丁目 13 番の 3 地先 右岸 草加市八幡町字笹塚 1063 番の 5 地先	綾瀬川への 合流点	5,400
^{ふかさくがわ} 深作川	左岸 さいたま市見沼区春野 3 丁目 2590 番の 17 地先 右岸 同市見沼区春野 2 丁目 2814 番の 2 地先	綾瀬川への 合流点	3,850
^{おおばがわ} 大場川	左岸 吉川市大字川野字上通 127 番地先 右岸 同市大字川野字前新田 711 番地先	中川への 合流点	16,800
^{だいに} 第二大場川	左岸 吉川市美南 3 丁目 17 番地先 右岸 同市美南 3 丁目 15 番の 5 地先	大臣管理区間 起点	5,728
^{がけがわ} 垢川	綾瀬川からの分派点	中川への 合流点	2,100
^{もとあらかわ} 元荒川	左岸 熊谷市佐谷田字八町 3951 番の 1 地先 右岸 同市久下字熊久 2084 番の 2 地先	中川への 合流点	60,650

1

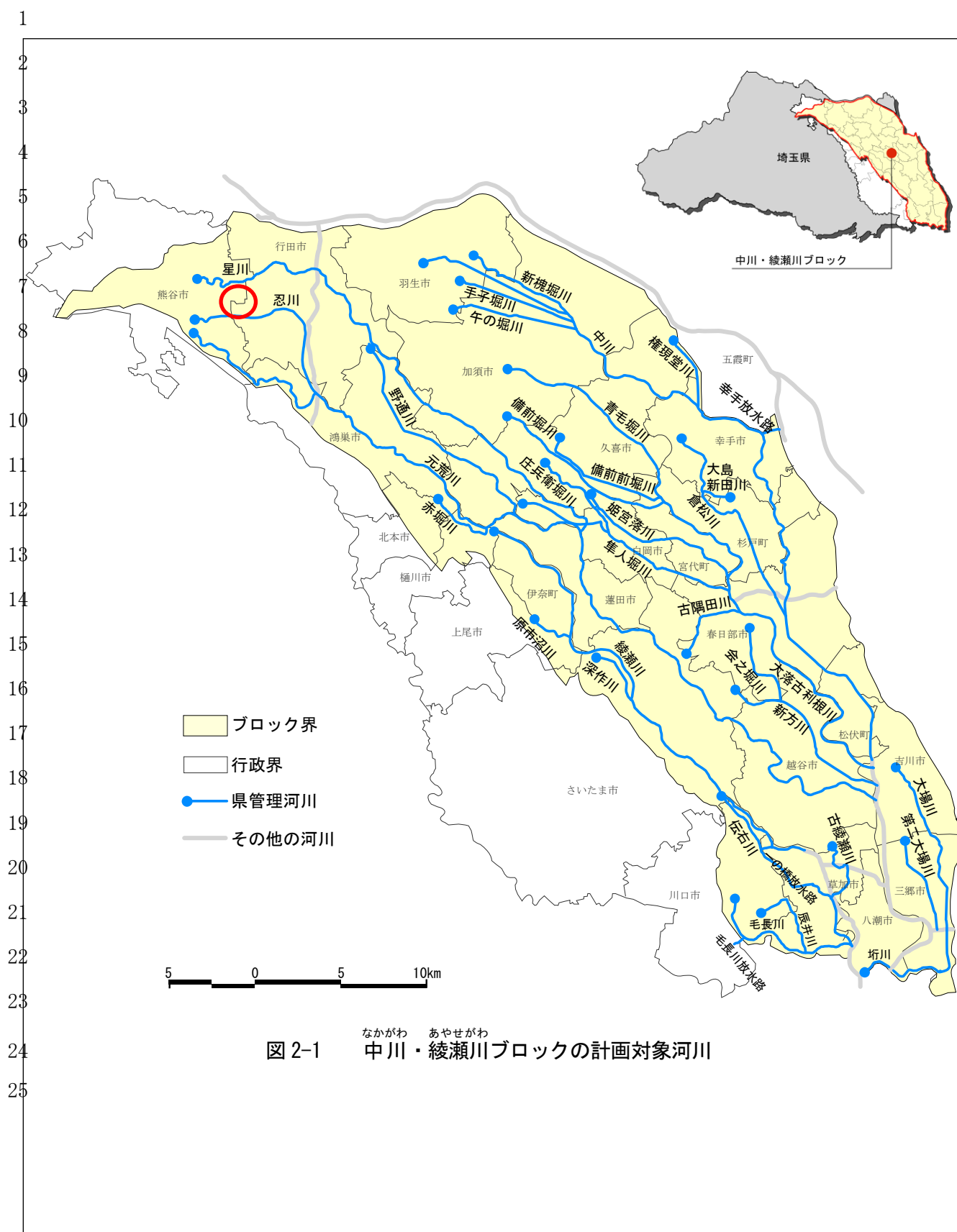
表 2-1 (2) なかがわ あやせがわ 中川・綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
ほしかわ 星川	左岸 熊谷市上之字清水尻 1064 番の 1 地先 右岸 同市上之字築場 999 番の 8 地先	元荒川への 合流点	33,080
やどおりがわ 野通川	左岸 行田市大字小針字星川 51 番地先 右岸 同市大字小針字埜通 449 番地の 1 地先	元荒川への 合流点	13,770
あかほりがわ 赤堀川	左岸 鴻巣市常光字高野 1625 番の 1 地先 右岸 北本市朝日 1 丁目 254 番地先	元荒川への 合流点	3,970
おしかわ 忍川	左岸 熊谷市銀座 4 丁目 2235 番の 6 地先 右岸 同市平戸字八町 2232 番の 2 地先	元荒川への 合流点	11,520
にいがたがわ 新方川	左岸 春日部市増田新田字南 313 番の 1 地先 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 506 番地先	中川への 合流点	10,860
あいのほりがわ 会之堀川	左岸 春日部市南 5 丁目 3765 番の 2 地先 右岸 同市大沼 4 丁目 135 番地先	新方川への 合流点	4,500
おおおとしふるとねがわ 大落古利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下野字川原 993 番の 1 地先 右岸 久喜市吉羽字下川原 1177 番の 9 地先	中川への 合流点	26,800
ふるすみがわ 古隅田川	左岸 さいたま市岩槻区東岩槻 6 丁目 22 番の 2 地先 右岸 同市岩槻区東岩槻 6 丁目 6 番地先	大落古利根川 への合流点	4,800
はやとほりがわ 隼人堀川	左岸 白岡市柴山字荒田 1340 番の 1 地先 右岸 同市柴山字荒田 1338 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	14,187
しょうべいほりがわ 庄兵衛堀川	左岸 久喜市菖蒲町三箇字沼新田 2833 番の 1 地先 右岸 同市菖蒲町三箇字早川 2783 番地先	隼人堀川への 合流点	5,883
ひめみやおとしがわ 姫宮落川	左岸 久喜市下早見字内容 1869 番の 2 地先 右岸 同市原字大谷 745 番の 4 地先	大落古利根川 への合流点	10,690
びぜんほりがわ 備前堀川	左岸 加須市鴻荃字三ツ俣 2811 番の 1 地先 右岸 同市芋荃字北谷 2204 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,400
びぜんまえほりがわ 備前前堀川	左岸 久喜市所久喜字小ヶ原井 809 番の 3 地先 右岸 同市所久喜字小ヶ原井 809 番の 4 地先	大落古利根川 への合流点	7,820
あおげほりがわ 青毛堀川	左岸 加須市下高柳字地原 1856 番の 1 地先 右岸 同市下高柳字上小宮 1627 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,238
くらまつがわ 倉松川	左岸 幸手市中 5 丁目 4313 番の 2 地先 右岸 同市中 5 丁目 4526 番の 6 地先	中川への 合流点	13,800
おおしましんでんがわ 大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への 合流点	1,950
さってほうすいろ 幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への 合流点	1,100
うま ほりがわ 午の堀川	左岸 羽生市大字町屋字八幡 429 番地先 右岸 同市大字町屋字本村 334 番の 1 地先	中川への 合流点	7,400
てごほりがわ 手子堀川	左岸 羽生市大字下手子林字下新井 3441 番地先 右岸 同市大字下手子林字下新井 3435 番地先	中川への 合流点	6,400
しんさいかちほりがわ 新 槐 堀 川	左岸 羽生市大字喜右衛門新田字宮前 1781 番地先 右岸 同市大字喜右衛門新田字北町 1873 番地先	中川への 合流点	6,300
ごんげんどうがわ 権現堂川	利根川からの分派点	中川への 合流点	4,580
はらいちぬまがわ 原市沼川	左岸 北足立郡伊奈町大字小室字道下 536 番の 2 地先 右岸 上尾市大字平塚字下 301 番の 4 地先	綾瀬川への 合流点	4,934

2

※ 現時点の地番で表記。

3



2. 2 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

中川・綾瀬川^{なかがわ あやせがわ}ブロックの河川では、将来的な計画を考慮しながら当面の県の改修目標である時間雨量 50mm 程度、本ブロックにおいて年超過確率 1/10 相当の降雨は^{注 1)}、安全に流下させることのできる整備を目指す。

河道改修、放水路、排水機場、調節池などの施設整備を効果的に組み合わせて、治水効果の早期発現を図るよう計画的な治水施設の整備を行う。

治水施設の整備と併せて、市町や民間事業者等による調節池の整備や流域の保水・遊水機能を適切に確保する。これにあたっては、特定都市河川浸水被害対策法の法的枠組を活用する。

また、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、堤防の強化や排水機場の耐水化対策等を実施するとともに、国・県・市町村で組織する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という）における、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水・浸水被害軽減などを実現するための「取組方針」を定め、実施していく。

さらに、「流域治水」に基づき、「被害対象を減少させるため」の対策として、水害リスクがより低い地域への誘導・住まい方の工夫等を、関係機関と調整を図りながら促進していく。

2. 3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の流水の正常な機能の維持については、農業用水などの利水状況にも配慮しつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持などに必要となる流量を検討し、その流量を確保できるように関係機関や地域住民と連携して健全な水循環の構築に努める。

注 1) 年超過確率とは、一年間にその規模を超える事象が発生する確率であり、例えば、年超過確率 1/10 の規模の雨量が 200mm である場合、「ある年において、200mm/日を超える雨が降る確率が 1/10」となる。（「年超過確率」について 平成 24 年 10 月 16 日事務連絡 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室長 通達より引用）※詳細については、27 頁【参考（コラム）】年超過確率について」参照

2. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの多様な河川環境の現状の把握に努め、地形特性、自然環境、歴史、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に関係機関及び地域住民と連携し、協力を得ながら取り組んでいく。

河川環境、景観などに優れ、十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全するほか、河川整備が必要な区間においても、事業の実施にあたっては、多自然川づくりを基本とし、良好な河川環境を可能な限り保全、再生、創出していく。

河川環境の整備と保全を図るため、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について検討し、自然と調和を図った整備と保全を行う。

自然環境の保全・再生にあたっては、流域に広がる動植物の生息・生育・繁殖場所を広域的に結ぶ生態系ネットワーク^{注2)}の形成に努めるとともにグリーンインフラ^{注3)}による環境の保全・創出、地域振興の実現に努めていく。

また、生物の量とその多様性の確保についても、関係機関及び地域住民と連携・調整を図り検討をしていく。

水質については、平成13年～平成22年の期間において、利根川水系綾瀬川^{あやせがわ}第二期環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)による浄化施設の設置^{しゅんせつ}、浚渫、浄化用水(荒川導水)といった各種施策を継続的に実施し、河川の美化活動に取り組んでいる地域住民・市民団体や下水道管理者等の関係機関と協力して、水質の向上や河川区域内のゴミの減量などの美化に努めた。平成29年以降は「綾瀬川・中川水質改善流域協議会」へその役割を移し、綾瀬川及び中川における浄化対策の総合的な施策を推進し、水質の維持または改善に努める。

河川への不法行為に関しては、関係機関などと連携して早期是正を図るものとする。

注2) 生態系ネットワークとは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域の核として、これらを有機的につなぐ取組。

(出典：「河川を基軸とした生態系ネットワーク形成のための手引き(案)」)

注3) グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力のある国土・都市・地域づくりを進める取組(出典：「グリーンインフラ推進戦略」令和元年7月国土交通省)

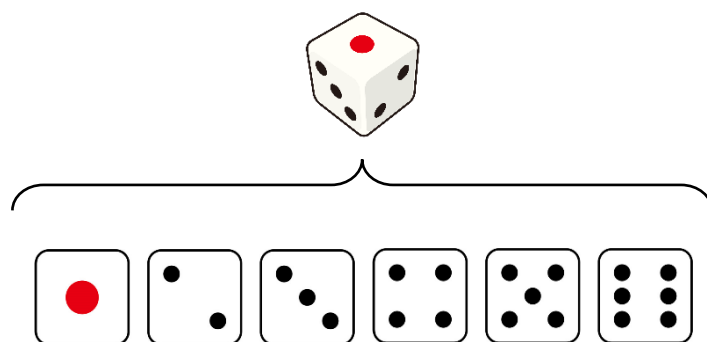
【参考（コラム）】年超過確率について

年超過確率とは、毎年、1年間にその規模を超える事象が発生する確率を示しています。

例えば、「日雨量 220mm、年超過確率 $1/10$ の規模の洪水」の場合、毎年、1年間に日雨量 220mm を超える規模の洪水が発生する確率が $1/10$ (10%) であることを示しています。洪水が 10 年間隔で発生するという意味を示しているものではありません。

サイコロを例に用いると、以下の内容になります。

- ・サイコロを振って 1 の目が出る確率は常に $1/6$ である。
- ・サイコロを六回振って、1 の目が出るのはそのうち一回と決まっていない。
二回以上 1 の目が出ることもあれば、一回も 1 の目が出ないこともある。
- ・サイコロを振って 1 の目が出た場合、次に 1 の目が出るのは六回後と決まっていない。
1 の目が連続して出ることもある。



1～6 の目が出る確率は何回振っても常に $1/6$

出典：「年超過確率について」

平成 24 年 10 月 16 日 事務連絡 水管理・国土保全局河川計画課 河川計画調整室長

3 河川整備の実施に関する事項

3. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

3.1.1 河川工事の目的、種類

洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標に従い、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標を考え合わせたうえで、当面の県の改修目標である時間雨量 50mm 程度、本ブロックにおいて年超過確率 1/10 相当の降雨による洪水を、安全に流下させる河川施設整備を計画的に行うものとする。

計画対象河川については、流域の状況を考慮し浸水被害解消の観点から、緊急性の高い箇所から整備を行う。

本計画で示した河道の断面は、治水計画上、その地点において最低限必要な流下能力を確保するものとして設定したものである。したがって、河川幅に余裕がある箇所等においては、それらの空間を適切に生かした河道の保全・整備を地域の方々の意見を参考にしながら実施していく。

また、「流域治水」に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐための対策」として、河道掘削、堤防整備による流下能力の向上、調節池整備や雨水貯留浸透施設の整備を促すことによる貯留能力の確保、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばす粘り強い堤防の強化など、流域全体で治水対策に取り組む。

河川工事の実施にあたっては、以下の点に配慮して整備を行う。

- ・ 多自然川づくりを基本とし、各地域の特徴を踏まえ、現地や周辺の動植物の生息・生育・繁殖環境の把握、**生息・生育・繁殖環境の場の保全、創出に努める**。また、地域の歴史・文化や周辺環境との調和にも配慮し、良好な景観の保全と形成に努める。
- ・ 護岸整備にあたっては、動植物の生息・**生育・繁殖環境**の把握、現地表土の利用、回避・移植などの対策に努め、水辺に生物が生息しやすい木材や石などの自然素材を利用するなど、自然にやさしい水辺づくりに努めるほか、人々が自然とふれあい、共生できる良好な水辺空間の確保に努める。
- ・ 調節池や放水路の整備にあたっては、動植物の生息・**生育・繁殖環境**の把握に努め、必要に応じて現地表土の利用、回避・移植などの対策に努める。

- 1 • 堰、落差工などの河川横断工作物の設置にあたっては、魚類等の移動や生
- 2 息・繁殖環境の保全・創出が図られる構造とするように努める。また、こ
- 3 れらが河川占有者によって新設・改築される場合にも、十分な調整を行っ
- 4 ていくものとする。

5

なかがわ
中川

- 宇和田公園橋（幸手市）上流の一部区間、及び昭和橋（久喜市）から上流の一部区間の整備がほぼ完了している。
- 本計画では、上記区間を除く全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンド^{注1)}などの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。

あやせがわ
綾瀬川

- 堰橋（さいたま市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- 本計画では、堰橋上流区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- 改修にあたっては、周辺環境との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努めた整備を行う。
- 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で実施した取り組みを踏まえ、水環境の改善を図っていく。

注1)「ワンド」

入り江や淵といった静水域。流れが緩やかで草などが茂り、魚類のよい繁殖の場となる。

けなががわ
毛長川

- ・ 毛長川調節池周辺を除くほぼ全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で実施した取り組みを踏まえ、水環境の改善を図っていく。

たついがわ
辰井川

- ・ 中・下流区間についてはほぼ整備が完了しており、本計画では上流区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 調節池の整備にあたっては、広大なオープンスペースを生かし、川口市の計画している「（仮称）新郷東部公園」の整備と合わせて、自然環境の再生や人々に安全と潤いのある生活環境を提供するなど、さまざまな機能を持たせ活用する。

でんうがわ
伝右川

- ・ 概ね改修が終わっているが、神明排水機場上流及び吉永橋（草加市）上流の一部区間が未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤及び河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、神明排水機場を増強する。
- ・ 整備にあたっては、改修済みの上下流区間と整合を図った整備とする。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で実施した取り組みを踏まえ、水環境の改善を図っていく。

ふるあやせがわ
古綾瀬川

- ・ 中流部は一部橋梁区間を除き、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、上・下流区間及び中流の橋梁区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、綾瀬川合流点に排水機場を整備する。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で実施した取り組みを踏まえ、水環境の改善を図っていく。

おおぼがわ
大場川

- ・ 中川合流点から葛三橋（三郷市）までの区間及び吉川調節池越流堤付近については、整備が完了している。
- ・ 本計画では、吉川調節池越流堤付近を除く葛三橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤や河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池の整備や排水機場の増強を行う。

だいにおおぼがわ
第二大場川

- ・ 県管理区間の下流端から上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

がけがわ
圀川

- ・ 概ね整備が完了しているが、葛西用水路合流点周辺が一部未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤、河床掘削及び河道拡幅により河積の増大を図る。

もとあらかわ
元荒川

- ・ 元荒川は、しらこぼと橋（越谷市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、しらこぼと橋から県管理区間上流端までの区間の河道整備を行うが、このうち星川合流点より下流区間については、概ね整備目標相当の河積が確保されているので、現況河道を利用し築堤を主とした軽微な改修（一部引堤区間で高水敷掘削を行う）を実施する。
- ・ 星川合流点より上流区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の拡大を図る。
- ・ 河道のピーク流量を低減させるため、調節池及び放水路を整備する。
- ・ 河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力生かした整備を行うよう努めるとともに、元荒川の源流部には環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているムサシトミヨが生息しているので、整備にあたっては十分配慮する。

- 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。

- なお、元荒川の水辺には埼玉県のリッドデータブックに記載されているキタミソウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

ほしかわ 星川

- 元荒川合流点から十六間堰までの区間と十六間堰から見沼代用水路との合流点まで（見沼代用水路兼用区間）の区間については、整備が完了している。
- 本計画では、見沼代用水路合流点から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- なお、星川の水辺には環境省のリッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているキタミソウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

やどおりがわ 野通川

- 元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- 築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺に広がる田園地帯の景観との調和、動植物の生息・生育環境の保全、創出が図られるよう、自然にやさしい水辺づくりに努める。

あかほりがわ 赤堀川

- 元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

おしかわ
忍川

- 元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

にいがたがわ
新方川

- 昭和 57 年及び昭和 61 年に多大な溢水被害が生じたため、河川激甚災害対策特別緊急事業によって、中川合流点から国道 4 号バイパスまでの改修を行っている。
- 本計画では、上記区間において一部堤防の余裕高不足を解消するための嵩上げを行い、国道 4 号バイパスから県管理区間上流端までの区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、更に新たな調節池の整備を行い、洪水流量の低減を図るとともに、中川との合流点对策（水門、排水機場等）を実施する。
- なお、新方川の川岸のヨシ自生地には、埼玉県のレッドデータブックに記載されているクイナ、バンといった生息がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

あいのほりがわ
会之堀川

- 会之堀橋（春日部市）下流から県管理区間上流端までの区間では、概ね整備が完了している。
- 本計画では、新方川合流点から会之堀橋下流までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

おおとしふるとねがわ
大落古利根川

- ・ 利根川の旧流路であり、元々河積が大きく、現況流下能力が比較的高いため、中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤を主とした軽微な改修を実施する。
- ・ 築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺の景観との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、自然にやさしい水辺づくりに努める。
- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。
- ・ なお、大落古利根川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているキタミソウやノウルシといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

ふるすみだがわ
古隅田川

- ・ 大落古利根川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

はやとほりがわ
隼人堀川

- ・ 大落古利根川合流点から海老島橋（白岡市）下流までの区間では、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、海老島橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

しょうべいほりがわ
庄兵衛堀川

- ・ 隼人堀川合流点から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図るとともに、河道のピーク流量を低減させるため、導排水路を整備し、既存の調整池を調節池として活用する。

ひめみやおとしがわ
姫宮落川

- ・ 大落古利根川合流点から柚ノ木橋（宮代町）下流までの区間については、暫定改修工事が完了している。
- ・ 本計画では、柚ノ木橋下流から県管理区間上流端までの区間について整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ なお、姫宮落川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているノウルシ、コウホネ、ナガボノシロワレモコウといった生育がみられる地域や、カワセミの生息地及び繁殖地となっている地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

びぜんほりがわ びぜんまえほりがわ
備前堀川、備前前堀川

- ・ それぞれ大落古利根川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ なお、備前堀川、備前前堀川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているフジバカマ、ナガボノアカワレモコウ、サンショウモ、ミズワラビといった生育がみられる地域や、ジャコウアゲハの生息がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

あおげほりがわ
青毛堀川

- ・ 大落古利根川合流点から喜橋（久喜市）下流までの区間については、整備が完了している。
- ・ 本計画では、喜橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ また、河道のピーク流量を低減させるため、花崎多目的遊水地を整備するが、整備にあたっては、広大なオープンスペースを生かし、「加須はなさき公園」の整備とあわせて、自然環境の再生や人々に安全と潤いのある生活環境を提供するなど、さまざまな機能を持たせ活用する。

くらまつがわ
倉松川

- ・ 平成 14 年に試験通水を開始した首都圏外郭放水路の整備に併せ順次改修が進んでおり、中下流部の橋梁の架替を伴う区間や天神島橋（幸手市）より上流の区間を除いて、整備が完了している。
- ・ 本計画では、中下流部の橋梁の架替を伴う区間と天神島橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・ なお、倉松川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているナガボノシロワレモコウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

うま ほりがわ てごほりがわ しんさいかちほりがわ
午の堀川、手子堀川、新 梶 堀 川

- ・ それぞれ中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

その他（全ての河川）

- ・ 護岸の老朽化等沿川の状況の変化により、必要に応じて護岸等を整備し、安全を確認するとともに、必要な箇所において、堤防の漏水・浸透・浸食対策や地震に対する河川管理施設の耐震化を進める。
- ・ また、河道域における土砂の供給不足に起因する河床低下や河岸浸食を防止するため、必要に応じて河道の整正を実施していくとともに、河岸の崩壊など被災箇所において

1 は、護岸工など適宜災害復旧工事を実施する。

- 2 ・ 河川への流出量の抑制や流域の浸水被害の軽減を図るため、関係機関と調整・連携し、
3 保水・遊水機能を有する土地の保全や流域内の校庭、公園、住戸等を活用した雨水貯
4 留浸透施設の設置を促進し、河川改修と併せた流域治水の推進に努める。
- 5 ・ 整備水準を上回る超過洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生
6 した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減す
7 るため、必要箇所において、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引
8 き延ばすよう粘り強い堤防の構築を目指すほか、周辺が浸水しても排水機場がその機
9 能維持ができるよう排水機場の耐水化対策を進める。
- 10 ・ 河川の工事に際しては、関係機関や地域と連携・協力しながら、身近に水辺に親しめ
11 る河川空間や動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、河川環境
12 の整備に努める。

3.1.2 河川工事の施行の場所

今後、工事を施行していく場所は、表 3-1 に示す河道、調節池、排水機場、放水路とし、これらの整備を計画的に行うものとする。図 3-1 に、河川工事の施行区間及び場所の概要図を示す。

表 3-1 (1) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること※
なかがわ 中川	県管理区間下流端(33.70km) ～宇和田公園橋上流(56.17km)	22.47	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺 づくり
	幸手市上吉羽地先(58.74km) ～昭和橋上流(62.46km)	3.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・優れた自然環境の保全 ・自然環境に配慮した調節池整備
	東北新幹線高架橋下流(63.37km) ～上流端(80.80km)	17.43	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	
	小 計	43.62		
あやせがわ 綾瀬川	堰橋下流(23.25km) ～上流端(47.97km)	24.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(8箇所)	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺 づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・水環境改善
けながわ 毛長川	綾瀬川合流点(0.00km) ～毛長川調節池越流堤下流(8.23km)	8.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水 辺づくり
	赤井橋(8.62km) ～上流端(9.73km)	1.11	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・水環境改善
	小 計	9.34		
たついがわ 辰井川	峯辰井橋上流(3.90km) ～上流端(5.40km)	1.50	河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水 辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用 に配慮した調節池整備
でんうがわ 伝右川	草加六丁目橋下流(3.78km) ～草加六丁目橋(3.88km)	0.10	築堤、河床掘削、護岸、排水 機場増強	・周辺環境と調和した水辺づくり ・水環境改善
	草加市新栄町地先私道人道橋下流 (8.37km) ～草加市新栄町地先私道人道橋下流 (8.43km)	0.06	築堤、河床掘削、護岸	
	伝右橋上流(9.10km) ～伝右橋上流(9.15km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	
	小 計	0.21		
ふるあやせがわ 古綾瀬川	綾瀬川合流点(0.00km) ～草加市松江町地先(0.60km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、排水機場	・自然素材の利用など自然にやさしい水 辺づくり
	松江新橋下流(0.80km) ～松江新橋上流(0.90km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・水環境改善
	弁天橋下流(1.40km) ～弁天橋上流(1.50km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	越戸橋下流(2.08km) ～綾瀬川放水路伏越(2.30km)	0.22	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	草加橋下流(3.50km) ～草加橋上流(3.55km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	古川橋下流(3.75km) ～古川橋上流(3.85km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	草加市八幡町地先(4.34km) ～草加市八幡町地先(4.50km)	0.16	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	小 計	1.33		

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

※状況の変化や現況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

1 表 3-1 (2) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること※
おおばがわ 大場川	葛三橋下流 (1.50km) ～吉川調節池越流堤下流 (16.00km)	14.5	築堤、河床掘削、護岸、調節池 (3 箇所)、排水機場増強	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
	吉川調節池越流堤上流 (16.20km) ～上流端 (16.86km)	0.66	築堤、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池整備
	小 計	15.16		
だいにおおばがわ 第二大場川	県管理区間下流端 (0.45km) ～上流端 (6.18km)	5.73	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池 (5 箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
がけがわ 垢川	葛西用水路合流点下流 (0.78km) ～葛西用水路合流点上流 (0.86km)	0.08	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・周辺環境と調和した水辺づくり
もとあらかわ 元荒川	越谷市大成町地内 (1.10km)	-	調節池 (1 箇所)	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり
	越谷市大字増森地先 (1.85km) ～越谷市大字増森地先 (1.90km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	・優れた自然環境の保全
	しらこぼと橋下流 (3.80km) ～上流端 (60.65km)	56.85	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池 ^{注)} (2 箇所)、放水路	・自然環境に配慮した調節池、放水路整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
	小 計	56.90		
ほしかわ 星川	見沼代用水路合流点 (24.40km) ～上流端 (33.08km)	8.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池 (1 箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
やどおりがわ 野通川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (13.77km)	13.77	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池 (3 箇所)	・周辺の自然環境に配慮した、自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
あかほりがわ 赤堀川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (3.97km)	3.97	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
おしかわ 忍川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (11.52km)	11.52	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池 (1 箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
にいがたがわ 新方川	中川合流点 (0.00km) ～上流端 (10.86km)	10.86	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池 (1 箇所)、 中川との合流点対策 (水門、排水機場等)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
あいのほりがわ 会之堀川	新方川合流点 (0.00km) ～会之堀橋下流 (0.75km)	0.75	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

※状況の変化や現況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

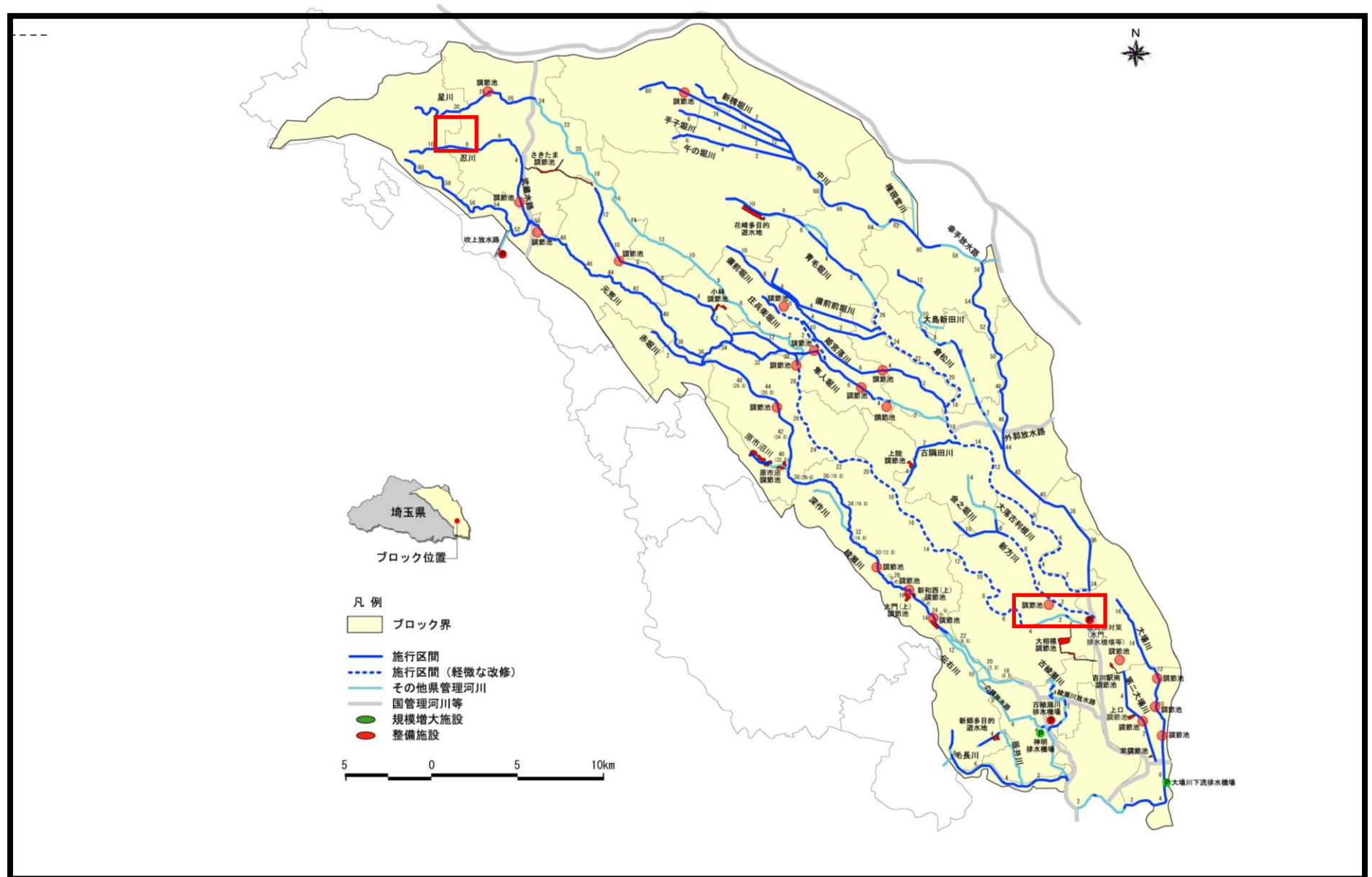
注) 本計画では、整備目標流量を安全に流下させるために必要なピーク流量の洪水調節を定めるものであり、位置を固定的に定めるものではない。附図「整備上の留意点」を参照のこと

1 表 3-1 (3) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること※
おおおとしふるとねがわ 大落古利根川	中川合流点(0.00km) ～上流端(26.80km)	26.80	築堤、河床掘削	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全
ふるすみだがわ 古隅田川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(4.80km)	4.80	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
はやとほりがわ 隼人堀川	海老島橋下流(3.35km) ～海老島橋上流(3.45km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
	白岡市太田新井地先(3.87km) ～六兵衛橋下流(4.10km)	0.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	六兵衛橋上流(4.20km) ～上流端(14.19km)	9.99	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(3箇所)	
	小 計	10.32		
しょうべいほりがわ 庄兵衛堀川	隼人堀川合流点(0.00km) ～上流端(5.88km)	5.88	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
ひめみやおとしがわ 姫宮落川	柚ノ木橋下流(0.60km) ～上流端(10.69km)	10.09	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
びぜんほりがわ 備前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(11.40km)	11.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
びぜんまえほりがわ 備前前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(7.82km)	7.82	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
あおげほりがわ 青毛堀川	喜橋下流(1.56km) ～上流端(11.24km)	9.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備
くらまつがわ 倉松川	中川合流点(0.00km) ～国道16号(1.20km)	1.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
	久太郎橋下流(2.25km) ～久太郎橋上流(2.30km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	倉松橋下流(2.80km) ～桑崎橋上流(3.40km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	鷹匠橋(5.40km) ～水管橋上流(6.95km)	1.55	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	大島新田調節池越流堤下流(7.45km) ～留八橋上流(7.70km)	0.25	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	長八橋下流(8.56km) ～金附田橋上流(9.00km)	0.44	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	天神島橋(11.80km) ～上流端(13.80km)	2.00	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	小 計	6.09		
うま ほりがわ 午の堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(7.40km)	7.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
てごほりがわ 手子堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.40km)	6.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
しんさいかわほりがわ 新槐堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.30km)	6.30	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
合 計		321.06		

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

※状況の変化や現況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある



3. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理については、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や頻度、概ね5年間に実施する具体的な維持管理対策等を記した「河川維持管理計画」を別途定める。

河川維持管理計画に基づき、災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全などの観点から、河川本来の機能が十分に発揮されるよう各河川において適切な維持管理を行う。

また、川づくりにおいては、関係機関や地域住民とともに、流域の流出抑制対策、水質浄化、親水性の確保を進めていく。

3.2.1 洪水の被害発生の防止又は軽減

①河川管理施設の安全性の維持

堤防、護岸及び樋管などの河川管理施設がその機能を常に発揮し得るように巡視や点検を行い、異常や変状、損傷の早期発見、状態の把握に努めるとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理し必要な対策を行う。

河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況、河道浸食、河床低下の状況については、経年的な変状を捉えることが重要であることから、日常的な河川巡視や点検のほか、定期縦横断測量や航空測量等のデータを活用し、変状の経過を確認しながら効果的な対策を検討し、河道面の維持や河道の安定性を確保するための必要な対策を行う。

洪水の流下の阻害や河川管理施設に悪影響を及ぼす恐れのある草木については、除去等の管理を適切に行い、土砂やゴミの堆積が著しく洪水の流下の阻害となる場合、浚渫を行う。

また、維持管理上においても、多自然川づくりを基本とし、**動植物の生息・生育・繁殖の場となるよう、環境の保全・創出が図られ、良好な環境が保持されるよう努める。**

こうした場合、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響に配慮した作業に努めるとともに、良好な環境が保持できるように配慮していく。

さらに、水門、樋門・樋管、堰、排水機場等の機能を適切に維持し、洪水の際、

必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状況把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図る。

②許可工作物等への適切な指導

河川を横断する橋梁や堰及び水門等の許可工作物について、近年激甚化している水害への備えとして、施設管理者が十分な点検・整備を行うとともに、出水時において、適切な操作等が行われるように指導を行う。

また、新たに改築する際には、河川区域の安全が継続的に確保される構造及び運用体制となるよう、各管理者と十分な協議を行う。

③河川情報の収集提供

洪水による被害の軽減を目的として、浸水実績の公表や、洪水時には降雨状況や河川状況、避難情報等に関して情報提供するなど、関係市町村と連携して防災に対する地域住民の意識の高揚を図る。また、関係機関や地域住民と連携を図りながら、洪水浸水想定区域等の作成・公表により、洪水ハザードマップの作成に向けての市町村への支援等、ソフト対策の充実を図る。

洪水による被害の軽減には、水防団体による巡視や、緊急対策として行われる各種水防工法の実施による水防活動が必要不可欠であることから、河川管理者と水防団体が緊密に情報交換を行うなど、今後も相互の協力体制を充実していく。

河川情報については、洪水時において、地域住民への的確な情報提供に資するよう、危機管理型水位計及び河川監視カメラ等を設置し、観測データを公開するなど、関係市町村と連携して防災に対する意識の高揚を図っていく。

加えて、定期的な雨量・水位・流量の観測を継続的に実施するなど、河川に係わるデータの蓄積を図るほか、インターネット、広報等を活用するなどの幅広い情報提供に努める。

また、地域の特性や地域住民のニーズに適した河川の利用、整備を効果的に進めていくために、上記データの他、工事を行った箇所について施行前後の状況等の公表に努める。

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

①河川の適正な利用

河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水などの利水状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要な維持流量を検討していく。また、河川流量の安定を図るため、関係機関との連携を図っていく。

②流水の正常な機能の維持

健全な水循環系の構築のため、関係機関や地域住民と連携、協力して、流域の保水・遊水機能の向上を図る。

3.2.3 河川環境の保全

①水質の保全及び改善

水質については、依然として環境基準値が未達成の河川もあることから、多様な施策を実施するとともに、関係機関や地域住民と連携して改善を図る。

具体的には、水質汚濁の発生源対策として下水道などの整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、産業排水規制について関係機関と連携をとりながら推進していく。その他、生活雑排水による負荷を軽減するため、家庭での調理くずや廃食用油などの処理、洗剤の適正使用などについて、関係機関と連携して普及啓発及び支援を行っていく。

河川の水質は、水環境改善に向けた河川浄化事業や下水道事業などの取組みにより、長期間かけ、改善の成果が表れている。今後も河川環境の変化を捉えながら河川浄化施設の効率的な運用を継続するとともに、河川における底泥の堆積による水質悪化や悪臭防止のため、必要に応じて底泥の浚渫を行



水際部を残した草刈り
(水際植生には動物の生息環境を提供する機能がある)

う。また、河川流量の減少が水質悪化の要因の一つにもなっていることから、他河川からの環境用水の導水について、関係機関などと引き続き連携を図っていく。

また、多孔質護岸や植生の回復などにより、水域の自然浄化機能を高めることが期待できるため、多自然川づくりを推進していく。

②自然環境や景観の保全

良好な河川環境及び自然生態系の保全に努め、河川ごとの地域特性を生かした適正な河川の自然環境の保全に努める。

埼玉県では、多くの動植物が存続の危機に瀕している現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、埼玉県生物多様性保全戦略を策定し、県民・企業・NPO・関係機関と連携・協力した野生動植物の保護対策を推進している。

特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、さまざまな対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携、協力していく。

また、生態系ネットワークの広域的なつながりを示す指標種とされるコウノトリについて、その野生復帰が関東広域で取り組まれていることから、関係機関と連携し、必要となる事業の協力に努めていく。

③親水性の維持と保全

河川における不法投棄、不法盛土、不法係留などを減らすため、河川巡視を強化し、必要に応じ関係市町や警察と連携協力し、河川を適正に管理していく。

また、河川空間は、周辺住民にとって貴重なオープンスペースであり、にぎわいや憩いの場所として活用されていることから、より多くの人が気持ちよく、利用してもらうために適正な管理を行う。そして、関係機関や地域住民が連携・協力して豊かな自然環境に恵まれた河川空間を自然学習や環境学習の場として活用することを促進する。

3.2.4 地域住民との協働

①地域住民との情報交換

地域の特性や住民のニーズに適した河川の利用、整備を効果的に行っていくため、広報やインターネット、河川愛護交流会などを活用することなどにより、河川に関する情報を広く地域の方々に提供していくとともに、地域住民から行政が知り得ない貴重な地域情報や多様なニーズの収集に努める。

このため、地域住民やNPOなどの活動を支援する体制づくりを検討するとともに、これらの団体が自由に情報交換できる場やネットワークの構築に協力していく。

②河川愛護活動

河川の美化活動などに取り組んでいる団体などと協力して、河川の清掃など河川の美化に努めるとともに、ゴミ不法投棄や不法占用などの行為については河川巡視を強化し、関係機関と協力し早期是正を図る。

この他、河川に関わるイベントなどを通じて流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高めるように努めるとともに、河川に関する広報活動を推進する。

なかがわ あやせがわ
中川・綾瀬川ブロックの河川では、多くの市民団体や地域住民が河川愛護活動を行っている。河川を適正に管理し利用していくためには維持管理も含め、これらの団体等と積極的な連携に努めていく。

利根川水系

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

附 図

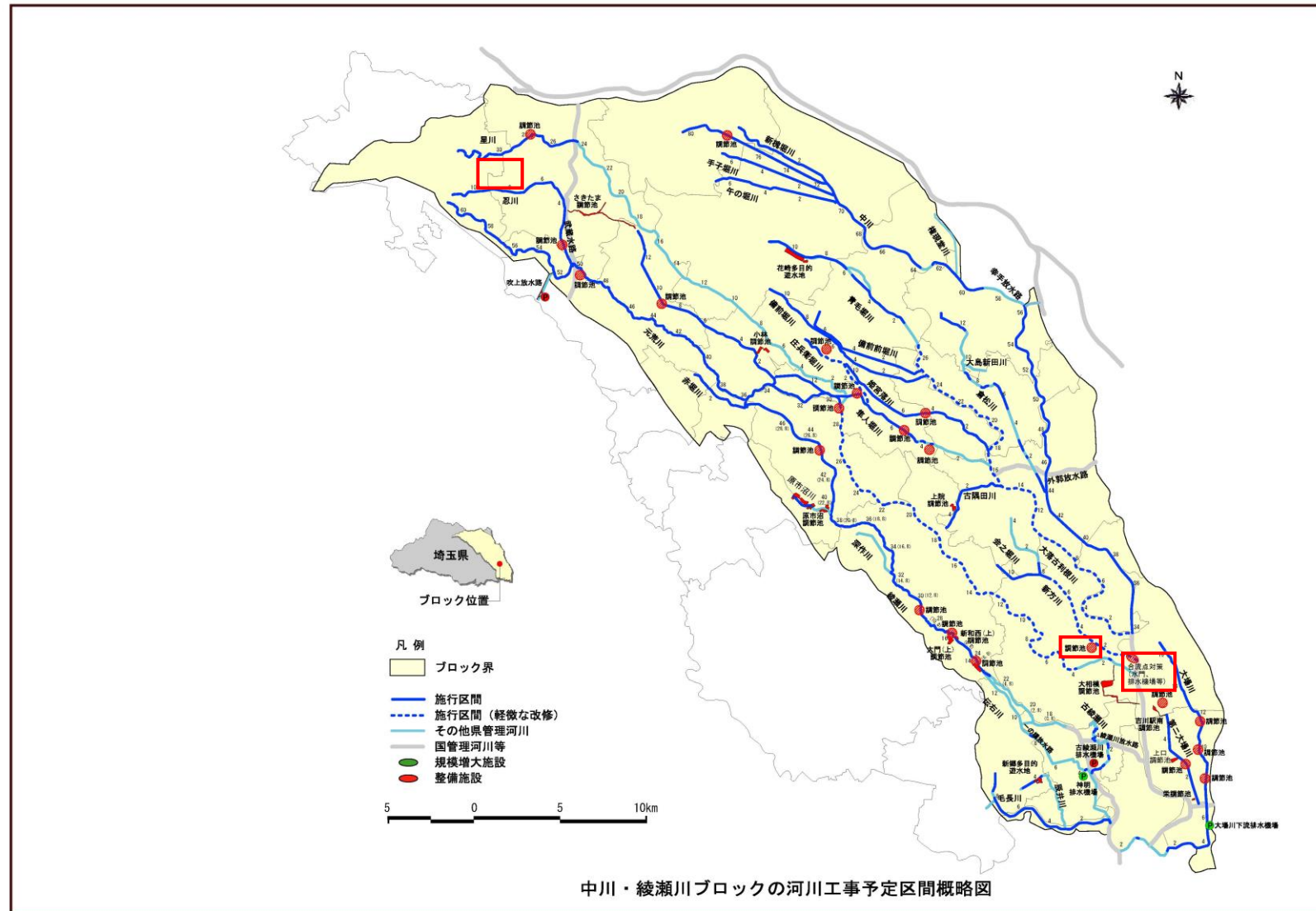
令和 年 月

(当初 平成 18 年 4 月)

埼 玉 県

【 目 次 】

1		
2		
3	中川・綾瀬川ブロックの河川工事予定区間概略図	-----附図- 1
4	1. なかがわ 中川	-----附図- 2
5	2. あやせがわ 綾瀬川	-----附図- 7
6	3. けながわ 毛長川	-----附図-11
7	4. たついがわ 辰井川	-----附図-14
8	5. でんうがわ 伝右川	-----附図-17
9	6. ふるあやせがわ 古綾瀬川	-----附図-20
10	7. おおぼがわ 大場川	-----附図-23
11	8. だいにおおぼがわ 第二大場川	-----附図-26
12	9. がけがわ 垢川	-----附図-29
13	10. もとあらかわ 元荒川	-----附図-32
14	11. ほしかわ 星川	-----附図-37
15	12. やどおりがわ 野通川	-----附図-40
16	13. あかほりがわ 赤堀川	-----附図-43
17	14. おしかわ 忍川	-----附図-46
18	15. にいがたがわ 新方川	-----附図-49
19	16. あいのほりがわ 会之堀川	-----附図-52
20	17. おおおとしふるとねがわ 大落古利根川	-----附図-55
21	18. ふるすみだわ 古隅田川	-----附図-59
22	19. はやとほりがわ 隼人堀川	-----附図-62
23	20. しょうべいほりがわ 庄兵衛堀川	-----附図-65
24	21. ひめみやおとしがわ 姫宮落川	-----附図-68
25	22. びぜんほりがわ 備前堀川	-----附図-71
26	23. びぜんまえほりがわ 備前前堀川	-----附図-74
27	24. あおげほりがわ 青毛堀川	-----附図-77
28	25. くらまつがわ 倉松川	-----附図-80
29	26. うま ほりがわ 午の堀川	-----附図-83
30	27. てごほりがわ 手子堀川	-----附図-86
31	28. しんさいかちほりがわ 新 槐 堀 川	-----附図-89
32		
33		



附図-1

にいがたがわ

流域面積 40.62 (35.25) km²
 流路延長 10.860 km
 合流河川 中川
 現況河床勾配 1/3,000
 関係市町村 **さいたま市**、春日部市、越谷市、吉川市

※ 括弧書きは支川を含んだ面積、() 書きは支川を含まない面積

流域および河川の概要

- ・新方川は、埼玉県春日部市と**さいたま市**の行政区付近にその源を発し、途中安之堀川・会之堀川・平新川・御料堀を合流し、中川の国の管理区間右岸に合流する一般河川である。
- ・新方川では、昭和57年の台風18号、昭和61年の台風10号洪水時に、弥栄町地先において多大な溢水被害が生じたため、河川激甚災害対策特別緊急事業において、中川合流点(0.00km)から国道4号バイパス(6.90km)までの改修が行われた。
- ・流域は、元荒川・大落古利根川の自然堤防に囲まれた長方形の形状を示しており、その約半部分が市街化区域に指定される標高3~8mの皿状をした沖積低地となっている。
- ・このため、保水・遊水機能の高い水田・畑地の減少や宅地造成・盛土等による流出機構の変化から、河道の洪水流出量が増加しており、また流域中流部の新興住宅地周辺では、昭和40年代から昭和50年代にかけ、地盤沈下が行進した事もあり、流域内に内水地域が増大し、洪水被害が増加している。

治水計画

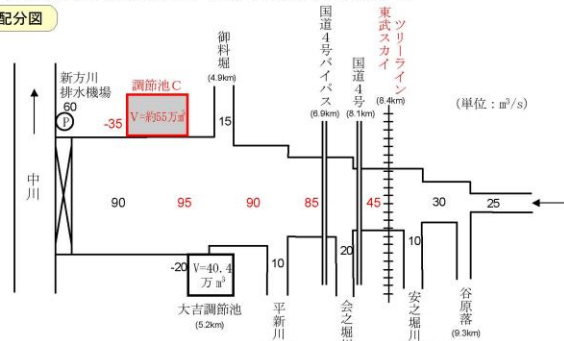
- ・平成14年現在でみると中川合流点(0.0km)から会之堀川合流点下流部までは、H.W.L堤でほぼ暫定完成している。
- ・そのため、新方川では、上記区間で一部余裕高不足を解消するため堤防嵩上げを行う。また、その上流区間では、整備目標流量を安全に流下させるため、現況の河道法線を基本として河床を下げることに、河道の拡幅及び築堤により河槽の拡大を図る。
- ・＜整備予定区間＞(中川合流点0.00km)～(上流端10.86km)……………A
- ・また、河道の洪水流量の低減を目的として、以下の施設を整備する。
- ・＜整備予定施設＞(合流点対策(水門、排水機場(60m³/s)等)……………B
- ・……………(調節池)……………C



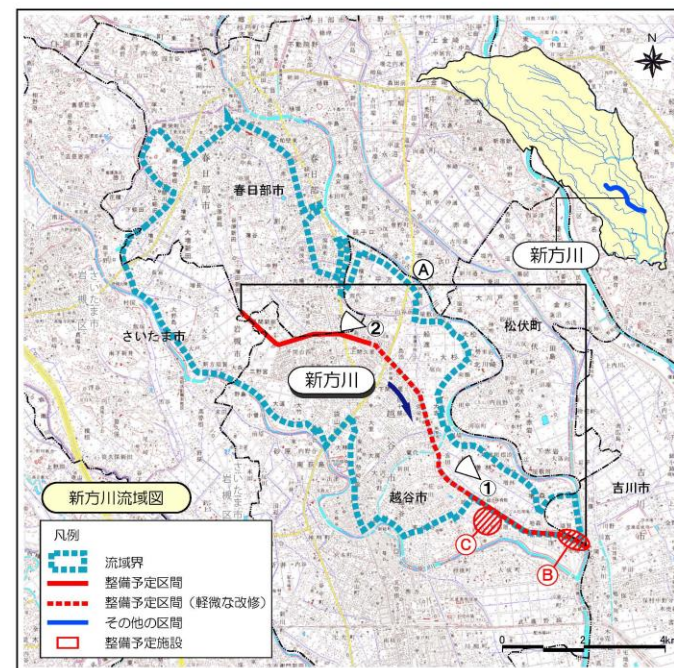
整備上の留意点

- ・護岸整備、河道拡幅、調節池の整備等にあたっては、水辺に生物が生息しやすいように、木材や石などの自然素材を利用し、自然に優しい水辺づくりに努める。
- ・また、周辺の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう河川環境の整備に努める。
- ・河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力活かした整備を行うよう努める。
- ・落差工の設置にあたっては、魚類等の移動を妨げない構造とするよう努める。
- ・新方川の川岸のヨシ自生地には、埼玉県のレッドデータブックに記載されているクイナ、パンといった生息がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

流量配分図



新方川・整備計画概要

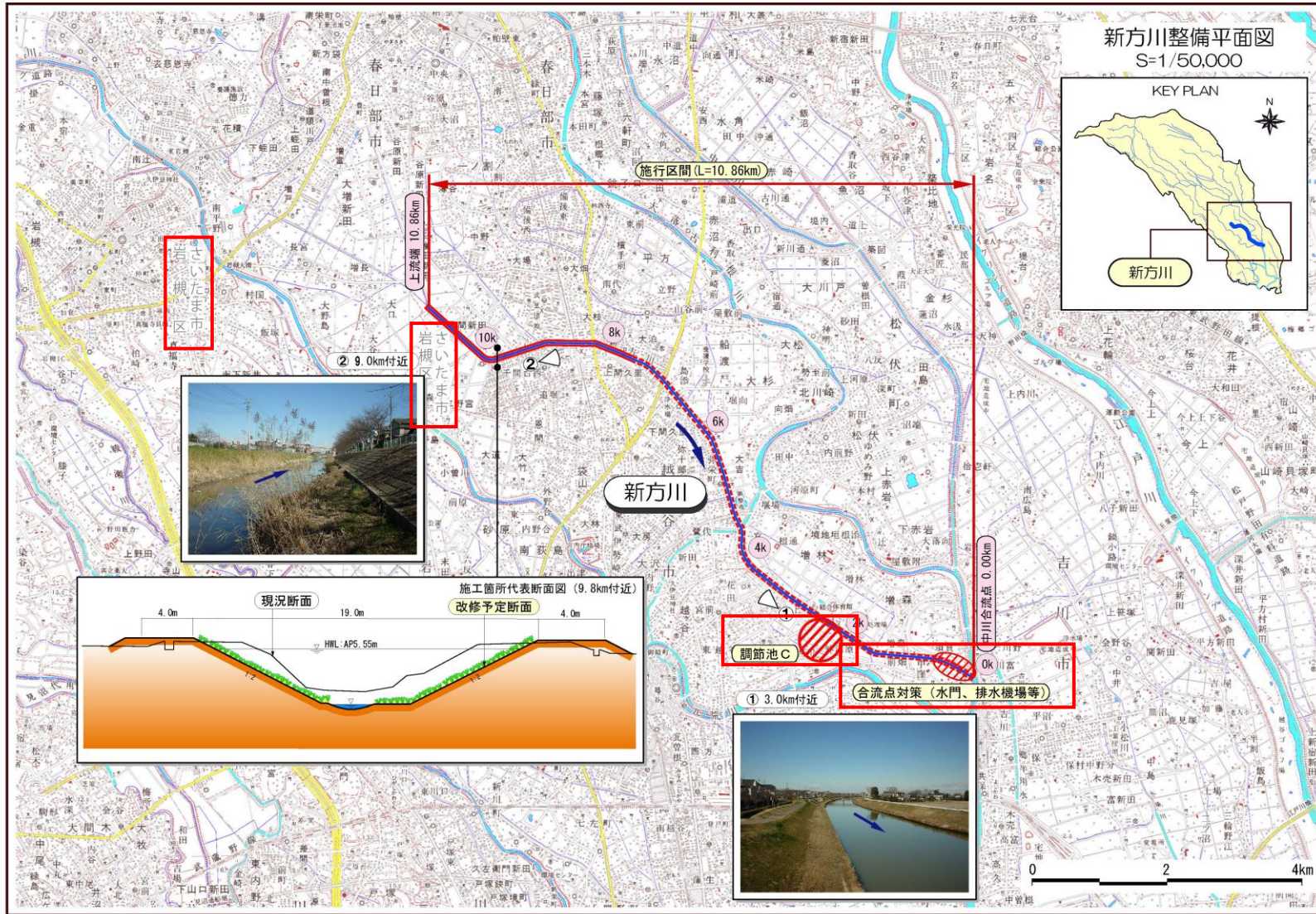


①新方川3km付近

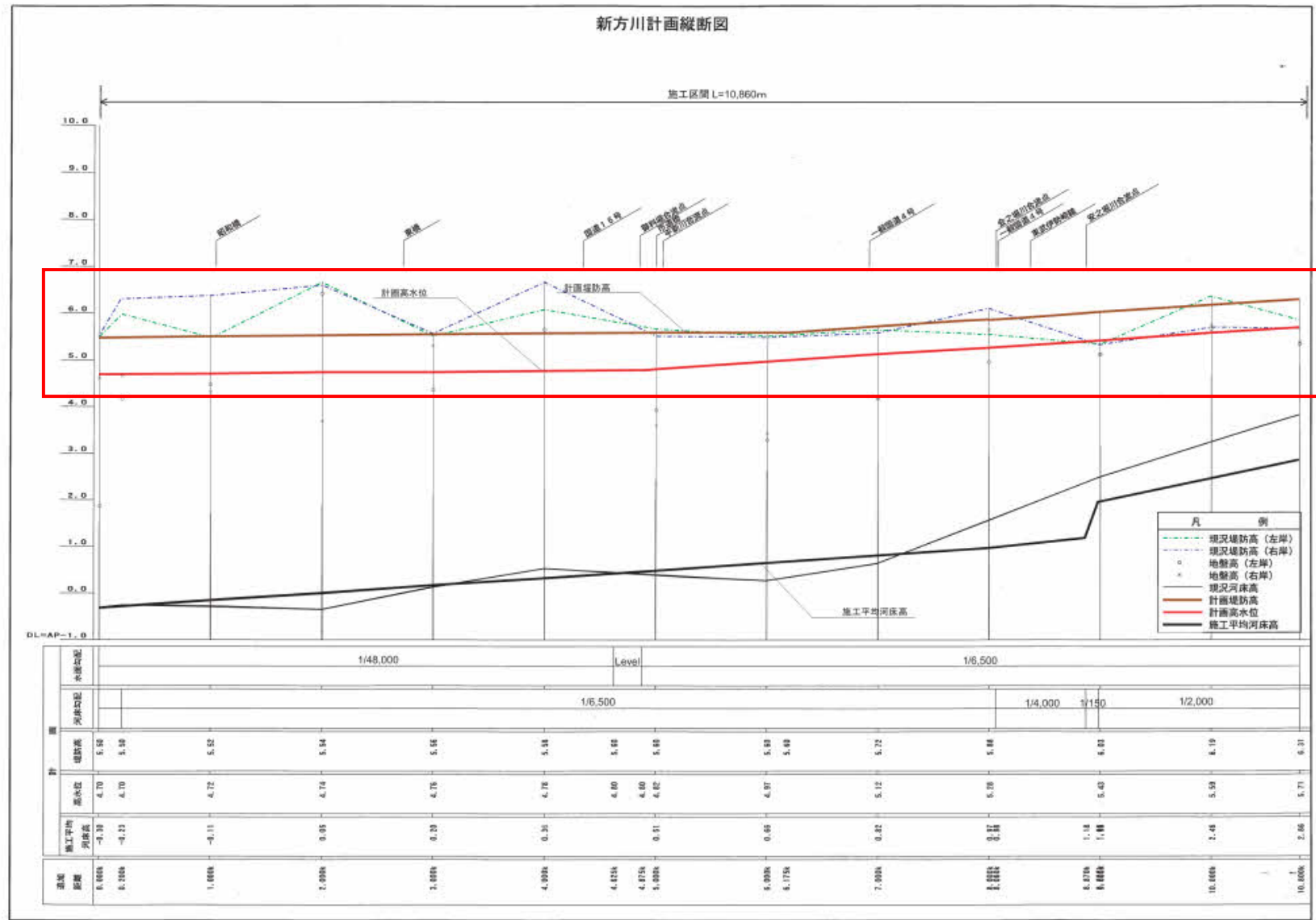


②新方川8km付近





附図-50



附図-51